



発行 新潟県

第25号

平成29年3月31日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 29 政治倫理の確立のための新潟県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則（法務文書課）
- 30 新潟県水源地域の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（治山課）
- 31 新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）

訓 令

- 9 新潟県財務規則第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正（税務課）

告 示

- 370 新潟県広報広聴規程の一部改正（知事部局広報広聴課）
- 371 指定代理納付者の指定（税務課）
- 372 知事が指定した特定非営利活動法人に係る縦覧及び閲覧又は謄写の用に供する場所の一部改正（県民生活課）
- 373 第12次鳥獣保護管理事業計画の縦覧（環境企画課）
- 374 ツキノワグマ管理計画等の縦覧（環境企画課）
- 375 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 376 救急病院等の申出撤回（医務薬事課）
- 377 救急病院等の申出撤回（医務薬事課）
- 378 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 379 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 380 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 381 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（水産課）
- 382 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 383 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 384 公共測量の終了通知（監理課）
- 385 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 386 新潟県土地利用基本計画の変更（用地・土地利用課）
- 387 国土利用計画（新潟県計画）及び新潟県土地利用基本計画の併合と変更（用地・土地利用課）
- 388 道路の区域変更（道路管理課）
- 389 道路の供用開始（道路管理課）
- 390 道路の区域変更（道路管理課）
- 391 道路の供用開始（道路管理課）
- 392 道路の区域変更（道路管理課）
- 393 道路の供用開始（道路管理課）
- 394 道路の区域変更（道路管理課）
- 395 道路の供用開始（道路管理課）
- 396 道路の区域変更（道路管理課）
- 397 道路の供用開始（道路管理課）
- 398 道路の区域変更（道路管理課）
- 399 道路の供用開始（道路管理課）

- 400 道路の区域変更 (道路管理課)
- 401 道路の供用開始 (道路管理課)
- 402 道路の区域変更 (道路管理課)
- 403 道路の供用開始 (道路管理課)
- 404 道路の区域変更 (道路管理課)
- 405 道路の供用開始 (道路管理課)
- 406 道路の区域変更 (道路管理課)
- 407 建築基準法による道路位置の変更 (建築住宅課)
- 408 都市計画事業の事業計画の変更施行 (下水道課)
- 409 都市計画事業の事業計画の変更施行 (下水道課)
- 410 新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正 (出納局管理課)
- 411 新潟県指定金融機関等事務取扱規程の一部改正 (出納局管理課)

公 告

県の鑑賞魚指定 (知事部局広報広聴課)

病院局管理規程

- 3 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程 (病院局総務課)
- 4 新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程 (病院局業務課)

病院局告示

- 1 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正 (病院局業務課)

議 会 規 程

- 1 政治倫理の確立のための新潟県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程 (議会事務局総務課)

選挙管理委員会告示

- 7 参議院新潟県選出議員選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨 (選挙管理委員会)
- 8 新潟県知事選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨 (選挙管理委員会)
- 9 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告 (選挙管理委員会)

人事委員会規則

- 1-14 新潟県人事委員会規則の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 11-15 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 11-16 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 21-1 職員の配偶者同行休業に関する規則 (人事委員会事務局総務課)

人事委員会告示

- 3 不利益処分についての審査請求の手續に必要な書面の様式を定める告示の一部改正 (人事委員会事務局総務課)
- 4 勤務条件に関する措置の要求の手續に必要な書面の様式を定める告示の一部改正 (人事委員会事務局総務課)

教育委員会訓令

- 3 新潟県教育委員会事務決裁規程の一部改正 (教育庁総務課)
- 4 新潟県教育委員会職員服務規程の一部改正 (教育庁総務課)
- 5 新潟県教育委員会職員服務規程等の特例を定める規程の一部改正 (教育庁総務課)
- 6 新潟県教育委員会新潟県立学校職員服務規程の一部改正 (高等学校教育課)
- 7 新潟県教育委員会新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正 (高等学校教育課)

教育委員会告示

- 5 県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定の一部改正 (高等学校教育課)
- 6 県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定の一部改正 (高等学校教育課)

内水面漁場管理委員会指示

- 1 コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限 (内水面漁場管理委員会)

内水面漁場管理委員会公告

コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限による持出禁止水域の指定 (内水面漁場管理委員会)

雑 報

県営住宅等の管理の特例に係る公告（建築住宅課）

規 則

政治倫理の確立のための新潟県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第29号

政治倫理の確立のための新潟県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための新潟県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年新潟県規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																															
<p>第3号様式（第6条関係） （略）</p> <p style="text-align: center;">所得等報告書</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">分 離 課 税</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般株式等の事業 ・譲渡・雑所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>上場株式等の事業 ・譲渡・雑所得</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上場株式等の利子 ・配当所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> <p>（略）</p>	（略）				分 離 課 税	（略）			一般株式等の事業 ・譲渡・雑所得			<u>上場株式等の事業 ・譲渡・雑所得</u>			上場株式等の利子 ・配当所得			（略）				（略）				<p>第3号様式（第6条関係） （略）</p> <p style="text-align: center;">所得等報告書</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">分 離 課 税</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">株式等の事業・譲 渡・雑所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上場株式等の配当 所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> <p>（略）</p>	（略）				分 離 課 税	（略）			株式等の事業・譲 渡・雑所得			上場株式等の配当 所得			（略）				（略）			
（略）																																																
分 離 課 税	（略）																																															
	一般株式等の事業 ・譲渡・雑所得																																															
	<u>上場株式等の事業 ・譲渡・雑所得</u>																																															
	上場株式等の利子 ・配当所得																																															
（略）																																																
（略）																																																
（略）																																																
分 離 課 税	（略）																																															
	株式等の事業・譲 渡・雑所得																																															
	上場株式等の配当 所得																																															
（略）																																																
（略）																																																

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県水源地域の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第30号

新潟県水源地域の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県水源地域の保全に関する条例施行規則（平成26年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(土地所有権等の移転等の届出)	(土地所有権等の移転等の届出)
第5条 (略)	第5条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 条例第10条第2項第3号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。	4 条例第10条第2項第3号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
(1) 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が次に掲げる法人である場合	(1) 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が次に掲げる法人である場合
ア～ウ (略)	ア～ウ (略)
エ 分収林特別措置法(昭和33年法律第57号) <u>第10条第2号</u> に規定する森林整備法人	エ 分収林特別措置法(昭和33年法律第57号) <u>第9条第2号</u> に規定する森林整備法人
(2)～(12) (略)	(2)～(12) (略)
5・6 (略)	5・6 (略)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第31号

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</p> <p>(ア) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(軽微な変更に関する証明書の交付)</p> <p>第3条 <u>認定建築主は、省令第46条の2に規定する計画の変更が省令第44条の軽微な変更</u>に該当していることを証する書面（以下「<u>軽微変更該当証明書</u>」という。）の交付を求める場合にあつては、別に定める様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第41条第1項に規定する図書のうち当該変更に係るものを添えて、知事に申請をしなければならない。</p> <p><u>2 知事は、省令第44条の軽微な変更</u>に該当すると認めるときは、別に定める様式による<u>軽微変更該当証明書</u>に前項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、前項の申請をした認定建築主に交付する。</p>	<p style="text-align: center;">(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</p> <p>(ア) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条 <u>削除</u></p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



◎新潟県訓令第9号

総務管理部
出納局
地域振興局

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令(平成7年3月新潟県訓令第19号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米山 隆一

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前									
第11号様式の2 (第102条関係) 新潟県 自動車税納入済通知書 (略) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 2px solid black;">口座記 号番号</td> <td style="border: 2px solid black;">本税 合計</td> </tr> </table> (略) (略) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 2px solid black; writing-mode: vertical-rl;">納 付 者</td> </tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 2px solid black;">延滞金</td> </tr> </table>	口座記 号番号	本税 合計	納 付 者	延滞金	第11号様式の2 (第102条関係) 新潟県 自動車税納入済通知書 (略) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 2px solid black;">口座 番号</td> <td style="border: 2px solid black;">税額</td> </tr> </table> (略) (略) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 2px solid black; writing-mode: vertical-rl;">氏 名</td> </tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 2px solid black;">延滞金</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">加算金</td> </tr> </table>	口座 番号	税額	氏 名	延滞金	加算金
口座記 号番号	本税 合計									
納 付 者										
延滞金										
口座 番号	税額									
氏 名										
延滞金										
加算金										

告 示

◎新潟県告示第370号

新潟県広報広聴規程（平成2年6月新潟県告示第1654号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米山 隆一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前														
<p style="text-align: center;">（広報広聴委員会の組織）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 委員長は<u>広報監</u>の職にある者を、副委員長は<u>広報広聴課長</u>の職にある者をもってこれに充てる。</p> <p>3・4（略）</p> <p style="text-align: center;">（部局広報広聴責任者）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 部局広報広聴責任者は、第5条第3項第1号に規定する者をもってこれに充てる。<u>ただし、知事政策局にあっては、広報広聴課長をもってこれに充てる。</u></p> <p>3（略）</p> <p style="text-align: center;">（広報広聴事務の総合調整）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 <u>広報監</u>は、必要があると認めるときは、関係部課長に対し、広報広聴資料の提出を求め、又は広報広聴事務について必要な事項を指示することができる。</p> <p>別表（第5条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	職	(略)	(略)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">（広報広聴委員会の組織）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 委員長は<u>知事政策局長</u>の職にある者を、副委員長は<u>広報監</u>の職にある者をもってこれに充てる。</p> <p>3・4（略）</p> <p style="text-align: center;">（部局広報広聴責任者）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 部局広報広聴責任者は、第5条第3項第1号に規定する者（<u>知事政策局にあっては、広報広聴課長</u>）をもってこれに充てる。</p> <p>3（略）</p> <p style="text-align: center;">（広報広聴事務の総合調整）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 <u>知事政策局長</u>は、必要があると認めるときは、関係部課長に対し、広報広聴資料の提出を求め、又は広報広聴事務について必要な事項を指示することができる。</p> <p>別表（第5条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>知事政策局</u></td> <td style="text-align: center;"><u>広報広聴課長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	職	(略)	(略)	<u>知事政策局</u>	<u>広報広聴課長</u>	(略)	(略)
部 局	職														
(略)	(略)														
(略)	(略)														
部 局	職														
(略)	(略)														
<u>知事政策局</u>	<u>広報広聴課長</u>														
(略)	(略)														

◎新潟県告示第371号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成29年3月31日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 指定を受けた者
東京都千代田区紀尾井町1番地3号
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る県税の税目
新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第4条第1項第9号に規定する自動車税
- 3 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

◎新潟県告示第372号

新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年新潟県規則第65号)第3条及び第8条の規定により、知事が指定した特定非営利活動法人に係る縦覧及び閲覧又は謄写の用に供する場所(平成16年3月新潟県告示第571号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

特定非営利活動法人に係る縦覧及び閲覧又は謄写の場所の表中、

「

新発田地域振興局	阿賀野市 北蒲原郡
----------	-----------

 」

を

「

新発田地域振興局	北蒲原郡
----------	------

 」

に改める。

◎新潟県告示第373号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第1項の規定により、新潟県第12次鳥獣保護管理事業計画～適正な管理をすすめ、人と野生鳥獣が真に共生する社会を目指して～を策定したので、当該計画を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧期間

平成29年3月31日から平成29年4月28日まで

2 縦覧の場所

県庁行政情報センター、各地域振興局健康福祉(環境)部、津川地区振興事務所

[本告示についての問合せ]

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

新潟市中央区新光町4番地1

電話：025-280-5152

◎新潟県告示第374号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条の2第1項の規定により、第二期新潟県ツキノワグマ管理計画、第二期新潟県ニホンザル管理計画、第二期新潟県イノシシ管理計画及び新潟県ニホンジカ管理計画を策定したので、当該計画を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧期間

平成29年3月31日から平成29年4月28日まで

2 縦覧の場所

県庁行政情報センター、各地域振興局健康福祉(環境)部、津川地区振興事務所

[本告示についての問合せ]

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

新潟市中央区新光町4番地1

電話：025-280-5152

◎新潟県告示第375号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社あんしん	南魚沼郡湯沢町 神立1555-2	デイサービスゆざわ	南魚沼郡湯沢町 神立1555-2	通所介護	H29.2.25
株式会社あんしん	南魚沼郡湯沢町 神立1555-2	デイサービスゆざわ	南魚沼郡湯沢町 神立1555-2	介護予防通所介護	H29.2.25

◎新潟県告示第376号

次の病院から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する申出の撤回があった。
平成29年3月31日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 名称及び所在地
魚沼病院
小千谷市城内4丁目1番38号
- 2 申出の撤回年月日
平成29年3月31日

◎新潟県告示第377号

次の病院から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する申出の撤回があった。
平成29年3月31日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 名称及び所在地
小千谷総合病院
小千谷市本町1丁目13番33号
- 2 申出の撤回年月日
平成29年3月31日

◎新潟県告示第378号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
平成29年3月31日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 名 称 小千谷総合病院
- 2 所 在 地 小千谷市大字平沢新田111番地
- 3 有効期間 平成29年4月1日から
平成32年3月31日まで

◎新潟県告示第379号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成29年3月31日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	17者	上中沢外舟橋680番ほか237筆 22.2ha
阿賀野市	20者	小浮加次免8番1ほか182筆 17.3ha
胎内市	7者	乙下野地2654番2ほか38筆 3.6ha
聖籠町	1者	上大谷内古見取348番ほか2筆 0.3ha

新潟市	80者	北区長戸327番ほか705筆 65.3ha
三条市	19者	井栗道田丙757番ほか150筆 14.8ha
燕市	13者	長所前田川西792番ほか71筆 10.3ha
田上町	3者	田上331番2ほか45筆 2.5ha
弥彦村	2者	弥彦金鉢242番ほか70筆 5.9ha
長岡市	83者	桂町早生田37番1ほか1,496筆 117.0ha
見附市	13者	明晶町内川原1531番ほか97筆 11.0ha
十日町市	12者	仁田3285番ほか78筆 7.6ha
上越市	8者	青野2993番ほか425筆 40.9ha
妙高市	3者	上四ツ屋前川原221番1ほか81筆 13.2ha
糸魚川市	2者	堀切稲場953番20ほか5筆 0.7ha
佐渡市	26者	窪田1257番2ほか185筆 27.5ha
合計	309者	3,883筆 359.9ha

2 認可年月日

平成29年3月30日

◎新潟県告示第380号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成29年3月31日

新潟県知事 米山 隆一

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日	
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会			
代表者氏名	代表理事会長 今井 長司			
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15			
登録の区分	品位等検査			
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば			
農産物検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先
	氏名	住所	農産物の種類 証明書番号	受委託の区分 登録検査機関の名称 代表者氏名 主たる事務所の所在地
新潟県	宮田 猛	新潟県南魚沼市天野沢180	もみ、玄米、大豆、そば K1515052	
	鈴木 貢	新潟県魚沼市下田136番地1	もみ、玄米、大豆、そば K1516060	
	佐野 弘一	新潟県新潟市秋葉区覚路津1316-1	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆 K1517014	
	和田 孝昭	新潟県小千谷市大字三仏生3644	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば K1517042	
	堀 吉彦	新潟県阿賀野市堤162-1	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば K1519010	
	小林 希望	新潟県新潟市西区鳥原630-4	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆 K1520019	
	山本 勇一	新潟県長岡市西野1681	もみ、玄米、大麦、大豆、そば K1521023	
	小島 秀洋	新潟県中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎798-4	もみ、玄米、大豆、そば K1522023	
	桑原 武彦	新潟県中魚沼郡津南町谷内乙343	もみ、玄米、大豆、そば K1524056	
	朝妻 健治	新潟県新潟市西区金巻新田 40	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆 K1526006	
	山田 司	新潟県新潟市西区みずき野 2-23-3	もみ、玄米、大豆、そば K1526012	
	加藤 広史	新潟県佐渡市羽茂小泊 881	もみ、玄米、大豆、そば K1526015	
	溝口 小百合	新潟県長岡市愛宕 3-9-23	もみ、玄米、大麦、大豆 K1526020	
	大滝 仁	新潟県村上市北中857	もみ、玄米、大豆、そば K1527003	
	竹内 陽祐	新潟県村上市小口川1213アンソイエNA102	もみ、玄米、大麦、大豆 K1527004	
	山岸 範史	新潟県新潟市江南区袋津6-5-26	もみ、玄米、大豆 K1527005	
	山本 圭一	新潟県西蒲原郡弥彦村大字井田2538	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆 K1527015	
	小林 由佳	新潟県小千谷市上片貝674	もみ、玄米、大麦、小麦 K1527024	
	内山 美穂	新潟県村上市布部3212	もみ、玄米 K1528003	
	大野 あかね	新潟県村上市岩船三日市7-26	もみ、玄米 K1528004	
	立川 大輔	新潟県阿賀野市上蔵野473	もみ、玄米、大豆、そば K1528005	
	中村 宏一	新潟県阿賀野市押切1056-59	もみ、玄米、大豆、そば K1528006	
	緒形 優治	新潟県胎内市東牧145-1	もみ、玄米、大豆、そば K1528007	
	近藤 輝夫	新潟県新潟市秋葉区浦奥野78	もみ、玄米 K1528008	
	丸山 康平	新潟県長岡市寺泊上荒町7826-1	もみ、玄米、大豆 K1528009	
	松原 大地	新潟県三条市如法寺1-22	もみ、玄米、大豆、そば K1528010	
	関根 栄佑	新潟県加茂市大字宮寄上1553	もみ、玄米、大豆、そば K1528011	
	今井 勇太郎	新潟県長岡市喜多町792	もみ、玄米 K1528012	
	駒形 充憲	新潟県長岡市芥川町2548	もみ、玄米 K1528013	
	平石 佐都子	新潟県長岡市新保1-16-1	もみ、玄米 K1528014	
	高野 誉	新潟県小千谷市片貝山屋町319	もみ、玄米 K1528015	
	水澤 利史	新潟県南魚沼市六日町2339-2	もみ、玄米 K1528016	
	根津 晋夫	新潟県中魚沼郡津南町大字赤沢3355	もみ、玄米 K1528017	
	上野 康好	新潟県上越市吉川区原之町1434-2	もみ、玄米、大豆、そば K1528018	
	星野 純子	新潟県上越市大学前163番地	もみ、玄米 K1528019	
	藤巻 優	新潟県小千谷市城内4丁目7番34号	もみ、玄米 K1528020	
	尾崎 義明	新潟県妙高市白山町3-8-8	もみ、玄米 K1528021	
	高瀬 亨	新潟県新潟市西区坂井474-15	もみ、玄米 K1528022	
	遠藤 匠	新潟県村上市仲間町626-13	もみ、玄米、大豆 K1528023	
	土田 洋一	新潟県五泉市石曾根6167-2	もみ、玄米 K1528024	
	小日山 博	新潟県東蒲原郡阿賀町五十島651	もみ、玄米、大豆、そば K1528025	
	野崎 真人	新潟県新潟市江南区茜ヶ丘1-16	もみ、玄米 K1528026	
	川又 理恵子	新潟県新潟市西区内野西1-17-7メゾンセジュール202号	もみ、玄米、大豆 K1528027	
	大塚 康生	新潟県長岡市岩野1808	もみ、玄米 K1528028	
	関山 佳弘	新潟県三条市南新保19-18	もみ、玄米、大豆、そば K1528029	
	鈴木 雅仁	新潟県魚沼市新保204-3	もみ、玄米 K1528030	
	高橋 友康	新潟県魚沼市下新田377	もみ、玄米 K1528031	
村山 草太	新潟県十日町市松之山古戸203-5	もみ、玄米 K1528032		
佐藤 克俊	新潟県十日町市伊達辛264	もみ、玄米 K1528033		
佐藤 大介	新潟県佐渡市小木町81-1	もみ、玄米、大豆 K1528034		
藤井 優磨	新潟県佐渡市原黒313	もみ、玄米、大豆 K1528035		
金子 翔太	新潟県佐渡市河原田本町369-5	もみ、玄米、大豆 K1528036		
和田 純	新潟県糸魚川市大字田伏234-2	もみ、玄米 K1528037		
村田 貴宏	新潟県柏崎市大字藤井955-18	もみ、玄米、大豆 K1528038		
上條 絵里奈	新潟県柏崎市藤元町4-2	もみ、玄米、大豆 K1528039		
遠山 大地	新潟県阿賀野市小浮822	もみ、玄米 K1528040		
細貝 幸哉	新潟県長岡市六日市町1613	もみ、玄米 K1528041		
備考	略称『新潟県検査協会』平成29年3月31日 農産物検査員18名の農産物の種類変更及び39名の新規登録。 検査員合計697名。			

◎新潟県告示第381号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成29年3月31日から平成29年4月14日まで縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
新潟県村上市岩船岸見寺町3番15号
小田 政市
新潟県村上市岩船地蔵町3番33号
脇坂 三重城
新潟県村上市岩船岸見寺町1番7号
丸山 久雄
- 2 加入区
村上市岩船港加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
新潟漁業協同組合

◎新潟県告示第382号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営五日市大池地区農用地保全施設整備（ため池等整備「老朽ため池」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成29年4月3日から平成29年4月28日まで
- 3 縦覧に供する場所
柏崎市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
 - ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第383号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、妙高市の一部を受益地域とする県営杉野沢地区区画整理（農地環境整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
平成29年4月3日から平成29年4月28日まで

3 縦覧に供する場所
妙高市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第384号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（佐渡地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業 相川北部地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成28年9月12日から平成29年3月10日まで
- 3 作業地域 佐渡市相川鹿伏ほか地内

◎新潟県告示第385号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 処分をした年月日 平成29年3月10日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社八百板組
八百板 勲
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区曾根2057
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第5313号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年3月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年3月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社原組
原 啓治
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区割野603-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第23155号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年3月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年3月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
武田建設株式会社
武田 則子
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区井随1006
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第41465号
 - 5 処分の内容 管工事業、舗装工事業、塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年3月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年3月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
もたい建築
壘 常二
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市松波4-10-39-14
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第26603号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年3月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年3月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
室橋組株式会社
室橋 壽一
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市中之島607
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第21364号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し及びとび・土工事業、石工事業、
-

屋根工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、造園工事業、さく井工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年3月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年3月6日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

青木建築
青木 一雄

3 主たる営業所の所在地

北蒲原郡聖籠町藤寄92

4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第13230号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年3月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年2月23日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社ニュークリア
太田 昌孝

3 主たる営業所の所在地

刈羽郡刈羽村大字上高町甲9-1

4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第19431号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年2月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年2月23日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

小島電機株式会社
小島 浩一

3 主たる営業所の所在地

長岡市新町1-2-26

4 許可番号 新潟県知事許可（般特-24）第6102号

5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年2月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年2月22日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社稲葉組
稲葉 悦子

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区中野山6-22-9
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第40846号
 - 5 処分の内容 土木工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年2月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年3月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
本間電気工事
本間 俊夫
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市石花828-10
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第11988号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年2月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年3月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
河内塗装工業
河内 政広
 - 3 主たる営業所の所在地
岩船郡関川村大字湯沢504
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第20752号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年2月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年3月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ホーワサービス
涌井 繁宏
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区日水3-109
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第43595号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年2月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年3月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

船津鉄工

船津 末夫

3 主たる営業所の所在地

燕市熊森土免1504-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第15760号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年2月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年2月22日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

大英建設株式会社

上野 正

3 主たる営業所の所在地

胎内市鴻ノ巣356

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第13219号

5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年2月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年2月22日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

宮川建設株式会社

宮川 薫

3 主たる営業所の所在地

上越市柿崎区馬正面1145-4

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第40500号

5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年2月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年2月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

池田工務店

池田 昭吾

3 主たる営業所の所在地

新潟市西蒲区横戸350

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第5062号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年2月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年3月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
亮成興業
早川 亮
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市与板町与板乙1394-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44739号
- 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年2月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第386号

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定により、昭和50年6月20日に定めた新潟県土地利用基本計画を次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県土地利用基本計画図の変更

- 1 森林地域から次の区域を拡大する。

区域	面積(ヘクタール)
新潟県全ての森林地域の一部	6
- 2 森林地域から次の区域を縮小する。

区域	面積(ヘクタール)
胎内市の一部	2
阿賀野市の一部	3
長岡市の一部	2
上越市の一部	3
妙高市の一部	8
糸魚川市の一部	1

◎新潟県告示第387号

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第7条第1項の規定により定めた国土利用計画(新潟県計画)(平成21年7月新潟県告示第1001号)及び第9条第1項の規定により昭和50年6月20日に定めた新潟県土地利用基本計画を併合し、次のとおり変更する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県土地利用計画

前文

この計画は、現在及び将来において県民が生活や生産などの諸活動を行う上で、土地が限りある共通の資産であるとともに、重要な基盤であることから、新潟県として、概ね向こう10年間を見据え、今後、県土をどのように保全し、有効に活用していくか目指すべき方向をとりまとめたものです。

我が国は、本格的な人口減少時代に入り、今後の社会・経済等のあり方など様々な課題に直面していますが、県土の利用・管理のあり方についても、自然環境の再生や活用、防災・減災の取組等を通じ、適切に管理し荒廃を防ぐなど、持続可能な県土を形成していく必要があります。

そのため、本計画では、これらの諸課題を踏まえた県土利用の基本構想を示すとともに、県民の皆様、より明確に計画の趣旨を伝えるため、これまで本計画とは別に定めていた、都市、農業、森林、自然公園、自然保全の各地域ごとの土地利用の基本方向や調整方針についても合わせて示すこととしました。

この計画を着実に進め、広大な県土を有する本県の多様な土地資源を効果的に活用することにより、将来に

希望の持てる魅力ある新潟県を目指します。

第1 県土の利用に関する基本構想

1 本計画の役割

本計画は、国土利用計画法に基づく国土利用計画かつ土地利用基本計画であり、県土の利用や土地利用の調整等について一体的に整理したものです。

(1) 国土利用計画（新潟県計画）としての役割

県土をめぐる基本的条件の変化等を踏まえ、今後の県土の利用に関する基本方針を定めるとともに、利用区分ごとの規模の目標及び目標達成のために必要な措置について定めます。

(2) 土地利用基本計画としての役割

利用区分ごとの規模の目標を達成するため、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の別に必要となる措置を定めます。

また、各地域を土地利用基本計画図に示すとともに、複数の地域が重複している場合の土地利用の調整方針について定めます。

2 県土の概要・利用状況

本県は、面積 12,584 平方キロメートルの県土に、約 230 万人の人口を擁しています。県土の面積は全国第 5 位であり、可住地面積では北海道に次ぐ全国第 2 位となっています。県境には、山脈、山地が連なり、これらの山岳に源を発する阿賀野川や信濃川など数多くの河川が日本海に注ぎ、越後平野、高田平野など広大で肥沃な農業地域を形成しています。また、南北に長い本土の海岸線は 331 キロメートルで、佐渡島、粟島を含めると 635 キロメートルに及んでいます。

本県の土地利用の主な区分ごとの割合は、平成 24 年 10 月 1 日現在で、森林 68.1 パーセント、農地 13.8 パーセント、宅地 4.3 パーセント、水面・河川・水路 3.7 パーセント、道路 3.5 パーセントであり、全国の状況と比較すると森林及び農地の割合が高くなっています。また、県土の 2 パーセントに満たない市街地に、県人口のおよそ 5 割が居住しています。

3 県土利用の諸課題

本計画は、これまで、限りある県土を有効に利用するという観点から、無秩序な開発によるスプロール化の防止など土地需要を量的に調整する役割を担ってきましたが、人口減少下で土地需要が減少する時代を迎え、今後は、県土の適切な管理により、低未利用地の増加を抑止し効率的な活用を図るなど質的向上が重要となってきており、本計画の役割は大きな転換点を迎えています。

このような状況下で、現在、本県が抱える土地利用に関する主な課題は、以下のとおりです。

(1) 人口減少に伴う県土管理水準の低下

本県の総人口は、少子化等の影響により、平成 9 年の 249.2 万人をピークに減少が続いています。今後も減少が継続することが予想されていますが、人口減少に伴って土地の需要も減少し、県土の利用が様々な形で縮小していくことが想定されます。その結果、県土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念されることから、今後の県土利用においては、本格的な人口減少社会における県土の適切な利用・管理のあり方を構築していく必要があります。

ア 中心市街地の空洞化や農山漁村の過疎化が進行するなか、空き地や空き家が増加しており、土地利用の効率の低下や、防災、衛生など地域住民の生活環境への影響が懸念されます。

イ 農山漁村では、高齢の農業就業者の離農等による農地の荒廃により、農地の管理水準の低下が懸念されます。また、管理水準の低下に伴い、県土の保全、水源かん養、生物多様性の保全といった農山漁村の多面的機能の発揮に支障が出てくるおそれがあります。

ウ 人口減少や都市への人口移動が進むことにより、所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたすおそれがあります。

(2) 経済を取り巻く環境等の変化

人口減少や高齢化と共に、経済のグローバル化に伴う国際競争の激化が進行していく中で、経済成長を維持し、豊かさを実感できる県土づくりを目指す観点から、生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用を推進していく必要があります。

ア 大型商業施設の郊外立地により、中心部及び周辺の市街地における既成商業地では、顧客流出などの

影響による空き店舗や空き地の増加が続いており、低未利用地の拡大が懸念されます。

- イ 国内・世界経済の景気見通しは引き続き不透明であり、事業所や工場の撤退・縮小に伴う低未利用地の増加が懸念されます。
- ウ 林業・木材産業においては、長期にわたって木材価格が下落するなど厳しい状況にあり、必要な施策が行われない森林の増加が懸念されます。
- エ レジャーの多様化が進むなか、スキー場やゴルフ場などの大型施設が閉鎖した場合、跡地の荒廃が懸念されます。

(3) 災害に対して脆弱な県土

本県は、広い県土と長大な河川や海岸線を有し、全国屈指の豪雪地帯や多くの土砂災害危険箇所を抱えるなど自然災害要因が多く、海拔ゼロメートル地帯に人口と資産が集中しているなど、県土利用上、災害に対して脆弱な構造となっています。また、本県は過去に地震や水害など度重なる自然災害に見舞われていることから、県民のくらしと命を守る防災・減災対策の強化など、県土の強靱化を進めていく必要があります。

- ア 地球温暖化に伴う気候変動により、局地化・集中化・激甚化する豪雨に伴う水害、土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念されます。そのため、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への居住の誘導など、安全性を重視した県土利用が求められています。
- イ 山間部の豪雪地帯に位置する集落では、除雪による生活道路の確保や雪崩防止など冬季の雪害対策が必要とされています。

(4) 自然環境保護や地球温暖化対策等の要請の高まり

自然環境問題に対する県民の意識、関心が高まるなか、自然環境については、生活環境の改善や、防災・減災など自然が持つ多様な機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、その保全と活用を図っていくことが重要となります。

- ア 国際保護鳥であり、国の天然記念物でもあるトキの保護増殖を図るため、トキ及びトキのえさとなる生物が生息できる環境の整備が進められており、トキの生息数の増加や行動範囲の拡大に応じ、生息環境の維持・整備と人との共生に向けた社会環境づくりが必要となっています。また、その他の絶滅のおそれのある希少な野生動植物についても、保護に向けた取組が求められています。
- イ 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、廃棄物処理施設の維持管理を徹底し、適正な廃棄物処理を進めるとともに、廃棄物の発生抑制、循環的利用など資源循環型の社会づくりを推進していく必要があります。
- ウ 地球温暖化については、地域レベルで総合的、計画的に対応していますが、東日本大震災以降の火力発電の増加によって温室効果ガス排出量は増加しており、県民、事業者、行政等すべての主体で一層の取組が必要です。
- エ 土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、一部の侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の伝承の喪失等が懸念されます。

4 県土利用の基本構想

上記3で示した課題に取り組むため、「適切な県土管理を実現するための土地利用の方針」、「地域経済の持続的な発展のための土地利用の方針」、「災害に強い安全・安心な県土の実現に向けた土地利用の方針」及び「自然環境との共生、地球温暖化の防止に向けた土地利用の方針」の4つを基本構想として、県土利用の総合的なマネジメントを進めます。

(1) 適切な県土管理を実現するための土地利用の方針

本県の総人口は、少子化等の影響により減少傾向が続いており、今後も当分の間は人口減少が避けられないことを踏まえ、県土の利用においては、都市機能や農地等の集約化、低未利用地や空き家の有効利用など土地利用の効率化と用途の適正化を進め、生活水準の向上や定住環境の確保を図ります。

- ア 市街地の拡大を抑制し、既存の土地・建物の利活用や流通を促進するとともに、地域の課題や特性に応じた市街地再開発等により魅力あるまちづくりを促進するなど、都市中心部に住民を回帰させる取組を進めます。また、農山漁村においては、地域外の人材の誘致や、農林水産業の6次産業化等による雇用の創出等により、担い手等の定住化を目指し、農村や農地の維持を図ります。
- イ 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図るとともに、他の地域の担い手が農地管理を行う「通い耕作」など、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討します。また、水

稲耕作が困難である農用地については粗放管理等を通じた機能の維持を、再生困難な荒廃農地については森林地域への編入を、それぞれ検討します。

ウ 都市や地域の拠点に、学校等の公共用施設、医療・福祉機関、店舗や雇用の場など生活に必要な機能を集約し、集約化した都市・地域拠点間における交通や情報通信のネットワークを充実させる「コンパクト+ネットワーク」の形成を進めることにより、複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進させ、効率的な土地利用を図ります。

エ 土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、国の動向を踏まえながら「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討します。

(2) 地域経済の持続的な発展のための土地利用の方針

商工業施設の適切な配置や農地及び林地の整備を進め、生産性の向上や土地利用機会の増加を図るとともに、産業全般にわたり、土地利用の担い手を確保し、地域経済の活性化を図っていきます。

ア 交通体系の整備に必要な用地の確保に努めながら、高速道路インターチェンジ、港湾、空港などの物流拠点の周辺や地域の拠点に商工業施設を集約させ、住宅を含め、土地の利用目的に応じた適切な配置を進めることにより、生活の質の高さを兼ね備えた都市や地域の持続可能な成長を図ります。また、企業誘致の推進や再開発などを進め、未分譲の工業用地や、公有地、工場跡地の有効利用を図ります。

イ 大規模集客施設の適正立地を図るとともに、地域関係者と連携しながら「にぎわいのあるまちづくり」を推進し、都市機能を中心市街地に集積・集約します。

ウ 農産物の高付加価値化を進めるとともに、農業経営の効率化を図り持続可能な農業経営を推進するため、農地の大区画化など農業生産基盤整備と併せて農地中間管理機構による農地の集約・集積を進め、農地の利用高度化を図ります。また、農地の大区画化等を行うほ場整備に支障となる農地転用等が行われることのないよう、市町村計画又はそれと同等の計画を策定する際にゾーニングを行うなど、計画的に事業を推進します。

エ 林業については、県内の人工林が本格的な利用期を迎えていることから、中山間地域の振興や地球環境の保全などに貢献する産業として持続的に発展していくことを目指し、再生産可能な資源である県産材の利用促進や安定供給体制づくりを進め、森林所有者の経営意欲の向上を図るとともに、健全で多様な森林づくりを進めます。

オ ゴルフ場やスキー場など大規模な跡地については、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図ります。

(3) 災害に強い安全・安心な県土の実現に向けた土地利用の方針

安全・安心な県土の構築は、すべての活動の基盤であることから、県土利用においても、防災・安全対策や老朽化対策などにより、災害が発生しても被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靱化の取組を進めます。

ア 公共事業の実施によるハード対策と、ハザードマップによる防災情報の提供や土地利用規制等によるソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施します。また、豪雪地帯においては、雪崩等による災害や交通の途絶を解消するとともに、克雪住宅の普及促進を図るなど、雪に強い地域づくりを進めます。

イ 災害による被害の発生・拡大を防止するため、ハード対策の計画を勘案しながら、災害リスクの高い地域での新たな都市的利用への転換を抑制します。また、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について、災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を検討します。

ウ 災害時における物流の多重性・代替性の確保や、避難経路の確保等に配慮しながら、交通網の整備を進めます。

(4) 自然環境との共生、地球温暖化の防止に向けた土地利用の方針

本県の美しく多様な自然環境を保全し、人と自然との共生の取組を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入など、環境に負荷の少ない資源循環型社会や低炭素社会の形成を図ります。

ア 国定公園、国立公園、県立自然公園及び鳥獣保護区等では、貴重な動植物の生育・生息地としての機能・役割を維持し、保全するとともに、適正かつ持続的な利用を通じて、豊かな自然環境を享受する場を提供します。

イ 自然環境の活用については、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の

- 抑制等)を活用したグリーンインフラなどの取組を推進します。
- ウ 外来種対策、貴重野生動植物対策や野生鳥獣被害対策などを通じて、生物多様性の保全と利用を図り、人と自然との共生を推進します。
- エ 森林については、温室効果ガスの吸収源対策や木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源かん養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。その際、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的機関等による整備及び保全を推進するとともに、企業など多様な主体による森づくり活動を促進します。また、間伐材等による木質バイオマスの利活用を推進します。
- オ 再生可能エネルギーを導入する場合には、環境や景観への配慮など適切な調整を図ります。
- カ 沿岸の海水浴場を健全なレクリエーションの場として確保するため、市町村や地域関係者との連携を図りながら、住民参加による海岸清掃活動などを推進します。
- キ 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害により、県民の生活環境に支障が生じないように、土地利用の適正化に努めます。
- ク 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を一層進める等、持続可能な資源利用を推進します。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。

第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の基準年次は平成24年とし、目標年次は平成37年とします。
- (2) 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成37年において、それぞれおよそ211万人、およそ81万世帯と想定します。
- (3) 県土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とします。
- (4) 県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとします。
- (5) 県土利用の基本構想に基づく平成37年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものです。

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：km²、%)

	平成24年 (2012年)	平成37年 (2025年)	構 成 比	
			平成24年	平成37年
農 地	1,731	1,720	13.8	13.7
森 林	8,569	8,569	68.1	68.1
原 野 等	58	50	0.5	0.4
水面・河川・水路	465	469	3.7	3.7
道 路	445	462	3.5	3.7
宅 地	545	546	4.3	4.3
┌ 住宅地	310	312	2.5	2.5
└ 工業用地	36	33	0.3	0.3
└ その他の宅地	199	201	1.6	1.6
そ の 他	771	768	6.1	6.1
合 計	12,584	12,584	100.0	100.0
(参考) 人口集中地区 (市街地)	233	221	1.9	1.8

(注) 平成24年欄の人口集中地区面積は、平成22年の国勢調査による面積です。

2 平成37年（2025年）における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要

新潟県全体で見た場合の、平成37年（2025年）における利用区分ごとの規模の概要は、以下のとおりです。

- (1) 「農地」とは、農地法第2条第1項に定める農地、すなわち、耕作の目的に供される土地をさし、担い手への農地集積を図るほか、荒廃農地の発生防止に努めることにより、1,720平方キロメートル程度となります。
- (2) 「森林」とは、森林法にいう国有林及び民有林をさし、適切な整備と保全を図ることにより、8,569平方キロメートル程度となります。
- (3) 「原野等」とは、農地法第2条第1項に定める採草放牧地等をさし、既存の土地の利活用等により、50平方キロメートル程度となります。
- (4) 「水面・河川・水路」とは、水面は主に湖沼（ダム及び天然湖沼）を、河川は河川法による一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域を、水路は農業用排水路をさし、ダム及びほ場の整備等を図ることにより、469平方キロメートル程度となります。
- (5) 「道路」とは、道路法第2条第1項に定める道路のほか、農道及び林道をさし、一般道路の整備等により、462平方キロメートル程度となります。
- (6) 「宅地」とは、土地登記上宅地とされた土地、すなわち、建物の敷地及びその維持もしくは効用を果たすために必要な土地をさし、住宅地以外に、工業用地、事務所店舗用地等が含まれます。既存の土地・建物の利活用や流通等を図ることにより、546平方キロメートル程度となります。
- (7) 「人口集中地区」とは、国勢調査において、①人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のことをさし、人口の減少等により、221平方キロメートル程度となります。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1 土地利用関連法制等の適切な運用

- (1) 国土利用計画法及び都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法など土地利用関係法の適切な運用を図るとともに、本計画や市町村計画等による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図ります。
- (2) 災害リスクの高い区域においては、都市的土地利用への転換を目的とした都市計画や農業振興地域整備計画の変更を極力抑制するとともに、土地利用関係法令に基づく土地利用の規制区域の指定を促進します。
- (3) 土地利用関係法の土地利用規制が解除された場合に、土地利用規制の空白地域が生じて不適切な開発行為が行われないよう、他の土地利用規制の適用について調整を図ります。
- (4) 適切な土地利用を進めるうえで、地域の実情に即した国土利用計画（市町村計画）の策定及び運用が一層重要になることから、引き続き、当該計画の策定を支援します。
- (5) 県境を越える土地利用の課題については、必要に応じて隣接県と連携して対処します。

2 県土の保全と安全性の確保

- (1) 交通ネットワークの構築を推進するとともに、生活機能の維持に欠くことができない道路、治水施設、下水道等の適切な維持管理・更新を行い、施設の長寿命化を図ります。また、災害時における交通の支障とならないよう、道路における無電柱化を推進します。
- (2) 地域の状況等により、災害リスクの高い区域内に公共施設等を立地せざるを得ない場合は、リスクに対する公共施設等の構造上の安全性確保や防災施設の整備等のハード対策と防災教育等のソフト対策を併せた防災対策を適切に講じます。
- (3) 住宅地等に対して、洪水、湛水、津波、高潮等の浸水による被害や土砂災害、地震による液状化現象等による地盤災害等を最小限度に食い止めるため、治山事業、砂防事業、治水事業、雨水排水事業、田んぼダム、海岸事業の推進、情報提供・広報活動等のソフト対策など、河川流域全体及び海岸沿岸部にわたり、様々な施策の連携により総合的な防災対策を進めていきます。
- (4) 河川上流域での不適切な開発行為や操業により、周辺や下流域における安全性や環境等に悪影響を及ぼすことのないよう、事業者等を指導します。
- (5) 豪雪地帯における冬季の道路交通の安全を確保するため、消融雪施設の整備や維持・保全に努めるとともに、各集落を結ぶ連絡道路の整備を推進します。

3 自然環境の保全・再生・活用

- (1) 高い価値を有する原生的な自然及び野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点から見て優れている自然について、行為規制等により厳正、適正な保全を図ります。
- (2) 河川流域を生態系ネットワークの拠点とするため、動植物の生息・生育・繁殖環境や水辺環境の保全、整備に取り組み、管理に支障のない範囲で憩いの場としての活用を図ります。
- (3) 野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備等を推進するとともに、侵略的外来種の定着、拡大の防止に努めます。
- (4) 海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図ります。また、土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行います。
- (5) 歴史的・文化的風土の保存を図るため、開発行為等の規制を行います。また、景観計画や景観条例等によるルールづくり、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、都市の良好なまちなみ景観や里地・里山等の美しい農山漁村景観、緑地・水辺景観の維持・形成を図ります。

4 土地の有効利用の促進

- (1) 所在地の把握や所有者の特定など、空き家等の実態を把握した上で、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングや、地域の活性化に資する施設等に改修するなど空き家等の利活用を促進するとともに、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却等の措置を進めます。
- (2) 都市の低未利用地について、農地等または避難地のためのオープンスペースなど、新たな土地利用の担い手が見つかるまでの「つなぎ」としての利用や、恒久的な自然的土地利用への転換など、有効な利用が図られるよう検討します。

5 土地利用転換の適正化

- (1) 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととします。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。
- (2) 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱に基づき、適正な土地利用を図ります。

6 県土に関する調査の推進

- (1) 県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査など県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図ります。特に、地籍整備の実施による土地境界の明確化は、被災後の復旧・復興の迅速化を始めとして、土地取引の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組であることから、事業計画に従って地籍調査を行っていきます。
- (2) 希少種を始めとする生物の分布情報は、自然環境を保全・再生する国土利用の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図ります。

7 地方分権と計画の効果的な推進

- (1) 地方分権の状況を十分に踏まえながら、市町村内で完結する事務については土地利用関連法制等に係る権限移譲を進めるとともに、県は広域自治体としての企画・調整を行います。
- (2) 計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用をとりまく状況や県土利用の現況等の変化を把握しながら行います。なお、必要に応じて計画の総合的な見直しについて検討します。

8 多様な主体の参画による県土管理の推進

所有者等による管理並びに国、県及び市町村による公的な管理に加え、地域住民、企業、NPOなど多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画することにより、県土の適切な管理を図ります。また、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等の取組を推進

します。

9 各地域別における必要な措置と原則

上記のほか、新潟県土地利用基本計画図に示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の各地域ごとに適正な土地利用を図るため、それぞれ次の原則を定めます。

(1) 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域です。良好な都市環境の確保及び形成並びに機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進するとともに、コンパクトな都市づくりを進めます。市街化区域又は用途地域において今後必要とされる宅地等の計画的な確保・整備を基本に、都市地域の土地利用を進めます。

(ア) 市街化区域については、都市における環境を安全でゆとりあるものとし、県内の経済・社会情勢の変化に適切に対応できるように十分配慮した市街地の開発、防災施設の整備、交通体系の整備及び上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進します。

また、市街化区域に残されている樹木や樹林地及び潟、沼、海岸、河川敷などの水辺地については、都市の環境が良好なものとなるように、また、生態系ネットワークの形成に配慮して、適正に保全するとともに、都市緑化の推進を図ります。

(イ) 市街化調整区域については、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図ることとします。

(ロ) 区域区分を定めていない都市計画区域については、用途地域内の土地利用は、上記(ア)の市街化区域における土地利用に準ずるものとします。また、用途地域外の都市地域は、土地利用の動向を踏まえ、自然環境の保全及び農地や森林の保全を図りながら、計画的に土地利用を進めることとします。

ア 市町村合併により、同じ市町村内で複数の都市計画区域を有し、開発行為等の土地利用規制の強弱が発生している場合は、市町村の土地利用の規制が均衡のとれたものとなるよう、国土利用計画（市町村計画）等を策定するとともに、各種の土地利用関係法に基づく土地利用に関する計画を踏まえ、土地利用の調整を進めていきます。

イ 都市地域内での土地利用の高度化のため、用途地域内の低未利用地を優先的に利用することで都市の再生を図ります。

ウ 市街化区域内や用途地域内の農地について、周辺の農業地域と一体的な利用が見込まれる集団的な農地であり、かつ、都市的な開発の見込みがない場合には、当該農地の市街化調整区域への編入や用途地域指定の解除を推進するとともに、農業地域の農用地区域へ編入することを検討していきます。

(2) 農業地域

農業地域は、農地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。農地は、食料自給率の向上や農業生産力の維持強化のために必要なものであり、私たちの生活環境を良好なものにします。そのため、特にその保全と有効利用を図るとともに、生産性向上等の見地から、農用地区域において農用地を計画的に確保・整備するものとします。

(ア) 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることから、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用を行わないものとします。

(イ) その他の農業地域内の農地等については、原則として優良農地は他用途への転用は行わないものとします。また、都市計画等の農業関係以外の土地利用に関する計画との調整が整った場合は、その調整結果を尊重するものとします。

ア 都市郊外又は国道などの幹線沿いで農地と宅地が混在する地区では、都市と農山村との調和が図られるよう、本計画などを踏まえた国土利用計画（市町村計画）に基づくゾーニングを行うなど、農業地域の中に虫食い状の宅地開発が発生又は拡大しないよう、適切な土地利用を図っていきます。

また、農業地域において都市的土地利用が進みつつある場合には、農業的土地利用を優先させることを前提に、都市計画法に基づく制度等を活用し、土地利用の相互の調整を図っていきます。

イ 新潟県農業振興地域整備基本方針で目標とする農用地面積を念頭に置きつつ、農地の集団性が確保されるよう、農地から都市的土地利用への無秩序な転換を抑制していくこととします。

(3) 森林地域

森林地域は、森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する多面的機能の維持増進を図る必要がある地域です。木材生産等の経済的機能及び森林が有する国土保全、水源かん養、保健休養、自然環境の保全等の機能が総合的に発揮されるよう、森林経営の担い手の確保と森林整備への投資を図りながら、持続可能な森林経営の確立に向け、必要な森林の確保及び整備を図るものとします。

(ア) 保安林については、その目的を考慮して、適正な管理を行うとともに、他用途への転換を行わないものとします。

(イ) 保安林以外の森林については、経済的、公益的機能など多面的機能の維持増進を図るものとします。

(ロ) 保安林の指定要件を満たしている開発すべきでない森林については、保安林の指定を進めます。

(ハ) 林地の保全に特に留意すべき森林等は、原則として他用途への転換を行わないものとします。

ア 森林地域の土地売買の届出を受理した場合は、その利用目的が下流域及び地下水へ悪影響をもたらすような不適切な土地利用が行われることのないように、指導を行っていきます。

イ 岩石採取、砂利採取及び土砂採取の許認可に際しては、申請者等に対し、これらの採取を適切に行うとともに、採取後は原則として採取地の緑化を図るよう指導します。併せて、建設発生土の活用を推進します。

ウ ゴルフ場、スキー場などのレジャー施設の営業が休止又は廃止される際には、近隣の植生に配慮した植林をする等の指導を行うとともに、植林後は森林地域に指定することを検討します。

エ 森林の伐採後は適確な更新を図るとともに、人工造林を行う場合は、郷土樹種など現地の自然的条件に適合し、木材需要にも配慮した樹種を選定します。松くい虫による被害が大きい海岸保安林においては、抵抗性の高い松や常緑広葉樹の導入により、保安林機能の回復を図ります。

(4) 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域です。自然公園は、その利用を通じて県民の保健・休養及び自然学習とふれあいの場とする趣旨から、この地域については、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとします。

(ア) 特別保護地区については、その指定の趣旨を考慮し、現在の景観をそのまま維持するものとします。

(イ) 特別地域については、その風致を維持し、都市的土地利用、農業的土地利用等を行うための開発行為は、原則として行わないものとします。

(ロ) その他の自然公園地域については、都市的土地利用又は農業的土地利用を行うための大規模な開発その他自然公園としての風景の保護に支障を来すおそれのある土地利用は、原則として行わないものとします。

(5) 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域です。良好な自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、広く県民がその恩恵を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、この地域については積極的に自然環境の保全を図るものとします。

(ア) 原生自然環境保全地域については、その指定の趣旨を考慮して、その区域を原生の状態に維持するものとします。

(イ) 特別地区については、その指定の趣旨を考慮して、その区域を自然の状態に適正に保全するものとします。

(ロ) その他の自然保全地域については、原則として土地の利用目的を変更しないものとします。

第4章 5 地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方針等を考慮し、前述の「第1章 県土の利用に関する基本構想」に掲げる方針に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとします。

1 都市地域と農業地域とが重複する地域

(1) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合
農用地としての利用を優先するものとします。

(2) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合
原則として、農地としての利用を優先するものとします。ただし、土地利用の現況に留意し、農業上の利用と調整を図りながら、本基本計画を踏まえた、国土利用計画法による計画等に基づく都市的利用については、認めるものとします。

2 都市地域と森林地域とが重複する地域

(1) 都市地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとします。

(2) 市街化区域又は用途地域である都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
都市内に残されている樹木や森林について、緑地としての保全に最大限努めながら、都市的な利用を図るものとします。

(3) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、本基本計画を踏まえた、国土利用計画法による計画等に基づく都市的利用については、認めるものとします。

3 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

(1) 市街化区域又は用途地域である都市地域と自然公園地域とが重複する場合
自然公園としての機能を可能な限り維持できるよう調整を図りながら、都市的利用を図っていきます。

(2) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。

(3) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

4 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

(1) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合
自然環境の保全を優先するものとします。

(2) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

5 農業地域と森林地域とが重複する地域

(1) 農業地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとします。

(2) 農用地区域である農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、農用地としての利用を優先するものとします。ただし、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとします。

(3) 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用を優先するものとします。ただし、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとします。

6 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

(1) 農業地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。

(2) 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

7 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

(1) 農業地域と特別地区とが重複する場合

自然環境の保全を優先するものとします。

- (2) 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

- 8 森林地域と自然公園地域とが重複する地域
両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

- 9 森林地域と自然保全地域とが重複する地域
両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

第5 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

次の表に掲げる公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が促進されるよう土地利用上配慮するものとします。

公的機関開発保全整備計画

計 画 名	事 業 目 的	規 模	位 置	計 画 主 体	事 業 主 体
新潟港 西港地区	商港としての 機能整備	80.8ha	新潟市	新潟県	国土交通省 新潟県

新潟県土地利用基本計画図

(省略)

おわりに

本計画では、「適切な県土管理を実現するための土地利用の方針」、「地域経済の持続的な発展のための土地利用の方針」、「災害に強い安全・安心な県土の実現に向けた土地利用の方針」及び「自然環境との共生、地球温暖化の防止に向けた土地利用の方針」の4つの基本方針を示していますが、これらを実現するために必要な土地利用の転換には数十年単位の期間を要する場合もあることから、計画期間を超えた長期的な見通しの上に地域の合意形成を進めるなど、長期の視点から取り組んでいくことが求められます。

また、当分の間、人口減少が避けられない中、これらを実現していくためには、土地利用や県土管理の手法等について新たな知見が必要となることが想定されます。このため、本計画を具体化するための手法や様々な主体の役割等については、計画策定後、さらに検討を進めていくこととします。

[参考]

国土利用計画法上の位置付け

新潟県土地利用計画	国土利用計画法
前文	
第1 県土の利用に関する基本構想 1 本計画の役割 2 県土の概要・利用状況 3 県土利用の諸課題 4 県土利用の基本構想	法第7条・第9条共通 (課題・構想)
第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の 目標及びその地域別の概要	法第7条
第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な 措置の概要 1 土地利用関連法制等の適切な運用 2 県土の保全と安全性の確保 3 自然環境の保全・再生・活用 4 土地の有効利用の促進 5 土地利用転換の適正化 6 県土に関する調査の推進 7 地方分権と計画の効果的な推進 8 <u>多様な主体の参画による県土管理の推進</u> 9 各地域別における必要な措置と原則 (1) 都市地域 (2) 農業地域 (3) 森林地域 (4) 自然公園地域 (5) 自然保全地域	
第4 5地域区分の重複する地域における土地利 用に関する調整指導方針	
第5 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発 保全整備計画	法第9条
土地利用基本計画図	
おわりに	

法第7条・・・国土利用計画(県計画)に関する事項

法第9条・・・土地利用基本計画に関する事項

◎新潟県告示第388号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡寺泊線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市寺泊竹森字津々場695番1から	新	12.8~14.3メートル	50.6メートル
同市寺泊竹森字津々場691番1まで			
	旧	9.2~13.3メートル	50.6メートル

備考 路線の重用

全区間県道夏戸寺泊停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 夏戸寺泊停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市寺泊竹森字津々場691番1から	新	12.8～14.3メートル	50.6メートル
同市寺泊竹森字津々場695番1まで	旧	9.2～13.3メートル	50.6メートル

備考 路線の重用

全区間県道長岡寺泊線と重用

◎新潟県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 長岡寺泊線
- 2 供用開始の区間
長岡市寺泊竹森字津々場695番1から同市寺泊竹森字津々場691番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月31日

◎新潟県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟五泉間瀬線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
阿賀野市保田字上野林6301番1から	新	14.0～17.5メートル	82.0メートル
同市保田字上野林6400番1まで	旧	14.0～17.5メートル	82.0メートル

◎新潟県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 新潟五泉間瀬線
- 2 供用開始の区間
阿賀野市保田字上野林6301番1から同市保田字上野林6400番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月31日

◎新潟県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市伊達甲173番から	新	20.0～26.6メートル	33.2メートル
同市伊達甲174番1まで	旧	20.0～27.6メートル	33.2メートル

備考 路線の重用

一部区間県道当間土市停車場線と重用

◎新潟県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 一般国道 117号
- 2 供用開始の区間
十日町市伊達甲173番から同市伊達甲174番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月31日

◎新潟県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷十日町津南線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市中屋敷3番11から	新	7.9～46.8メートル	275.5メートル

同市山野田348番26まで	旧	8.3~36.6メートル	274.0メートル
---------------	---	--------------	-----------

◎新潟県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 3 月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 小千谷十日町津南線
- 2 供用開始の区間
十日町市中屋敷3番11から同市山野田348番26まで
- 3 供用開始の期日 平成29年 3 月31日

◎新潟県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 3 月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷十日町津南線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市北鎧坂416番14から	新	12.2~43.8メートル	66.3メートル
同市北鎧坂416番14まで	旧	8.9~43.8メートル	66.3メートル

◎新潟県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 3 月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 小千谷十日町津南線
- 2 供用開始の区間
十日町市北鎧坂416番14から同市北鎧坂416番14まで
- 3 供用開始の期日 平成29年 3 月31日

◎新潟県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 3 月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 当間土市停車場線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市伊達甲1719番15から	新	8.1～27.4メートル	272.1メートル
同市伊達甲 176 番 1	旧	8.1～27.4メートル	274.6メートル

備考 路線の重用

一部区間一般国道117号と重用

◎新潟県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 当間土市停車場線
- 2 供用開始の区間
十日町市伊達甲1719番15から同市伊達甲176番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月31日

◎新潟県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町千手線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市水口沢1493番1から	新	15.8～19.0メートル	108.0メートル
同市中屋敷11番1まで	旧	15.8～30.1メートル	114.9メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更

◎新潟県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 十日町千手線
- 2 供用開始の区間
十日町市水口沢1493番1から同市中屋敷11番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月31日

◎新潟県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 3 月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平石西ノ裏線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市小栗山字長表300番3から	新	16.0～27.0メートル	120.3メートル
同市小栗山字長表319番3まで	旧	16.0～16.4メートル	120.4メートル

◎新潟県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 3 月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 平石西ノ裏線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市小栗山字長表300番3から同市小栗山字長表319番3まで
- 3 供用開始の期日 平成29年 3 月31日

◎新潟県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 3 月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市加茂歌代字境399番7から	新	14.2 ～ 28.2メートル	183.2メートル
同市加茂歌代字境402番8まで	旧	9.3 ～ 28.2メートル	182.0メートル

備考 路線の重用
全区間県道佐渡縦貫線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市加茂歌代字境399番7から	新	14.2 ～ 28.2メートル	183.2メートル
同市加茂歌代字境402番8まで	旧	9.3 ～ 28.2メートル	182.0メートル

備考 路線の重用
全区間一般国道350号と重用

◎新潟県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間
佐渡市加茂歌代字境399番7から同市加茂歌代字境402番8まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月31日

◎新潟県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市千種字中346番1から	新	12.4～15.8メートル	240.0メートル
同市千種字中408番1まで	旧	12.4～24.4メートル	240.0メートル

備考 路線の重用
全区間県道金井畑野線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 金井畑野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市千種字中346番1から	新	12.4～15.8メートル	240.0メートル

同市千種字中408番1まで	旧	12.4～24.4メートル	240.0メートル
---------------	---	---------------	-----------

備考 路線の重用
全区間一般国道350号と重用

◎新潟県告示第407号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり変更した。

平成29年3月31日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 変更した指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 変更の年月日
平成29年3月9日
- 変更した指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
○変更前(平成26年11月28日指定) 十日町市字江ノ尻乙49番3の内、 乙49番4、乙49番5の内、乙49番 6の内、乙50番4の内	6.00	9.57
○変更後 十日町市字江ノ尻乙49番3の内、 乙49番4、乙49番5の内、乙49番 6の内、乙49番7の内、乙50番4 の内	6.05	9.57

◎新潟県告示第408号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり施行する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 施行者の名称
新潟県
- 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 魚沼都市計画下水道事業
(2) 名称 魚野川流域下水道(堀之内処理区)
- 事業施行期間
昭和59年3月8日から平成36年3月31日まで
- 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第409号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり施行する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 施行者の名称

新潟県

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新潟都市計画及び阿賀野都市計画下水道事業

(2) 名称 阿賀野川流域下水道(新井郷川処理区)

3 事業施行期間

平成4年9月10日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

◎新潟県告示第410号

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分(昭和60年4月新潟県告示第1334号)の一部を次のとおり改正し、平成29年3月13日から実施した。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

第3号の表中

「

横浜中央信用組合	新	潟	支	店	新潟市
----------	---	---	---	---	-----

 」

を

「

横浜幸銀信用組合	新	潟	支	店	新潟市
----------	---	---	---	---	-----

 」

に改める。

◎新潟県告示第411号

新潟県指定金融機関等事務取扱規程（昭和57年 3 月新潟県告示第1006号）の一部を次のように改正し、平成29年 4 月 1 日から実施する。

平成29年 3 月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（現金による収納）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p><u>2 指定金融機関等は、前項の納付を指定金融機関等が設置する端末機器により受けたときは、同項各号に掲げる事項を確認のうえ収納し、納入通知書等を複写した画像及び印鑑の印影を印刷した領収書を交付しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定金融機関等は、前項の方法による収納をしようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。</u></p> <p><u>4 第 1 項の規定は、指定金融機関等が、会計管理者並びに財務現金取扱員及び税務現金取扱員（以下「会計管理者等」という。）から納入通知書等を添えて現金の払込みを受けた場合並びに徴収事務の受託者及び収納事務の受託者から受託現金払込書を添えて現金の払込みを受けた場合について準用する。</u></p>	<p>（現金による収納）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>2 前項の規定は、指定金融機関等が、会計管理者並びに財務現金取扱員及び税務現金取扱員（以下「会計管理者等」という。）から納入通知書等を添えて現金の払込みを受けた場合並びに徴収事務の受託者及び収納事務の受託者から受託現金払込書を添えて現金の払込みを受けた場合について準用する。</p>

公 告

県の鑑賞魚の指定について（公告）

錦鯉を平成29年 5 月 5 日付けで県の鑑賞魚とする。

平成29年 3 月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>診療部</p> <p>内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 <u>人工透析内科</u> 気管食道科 神経科(又は神経内科) 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科 乳腺外科 <u>肛門外科</u> 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 リウマチ科 小児科 皮膚泌尿器科(又は皮膚科及び泌尿器科) 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 レクリエーション療法科 作業療法科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 歯科口腔外科</p> <p>薬剤部</p> <p>看護部</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(局本庁の職の設置)</p> <p>第14条 局本庁に法令の規定により置かれる職及び次条から第17条の3までの規定により置かれる職のほか、次のうち必要な職を置く。</p> <p>事務職員及び技術職員をもつて充てる職</p> <p>(1) 主事</p> <p>(2) 技師</p> <p><u>(3) 医師</u></p> <p>(業務指導監)</p> <p>第17条の3 課に業務指導監を置くことができる。</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、県立がんセンター新潟病院の部及びセンターに次のとおり長を置く。</p>	<p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>診療部</p> <p>内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 気管食道科 神経科(又は神経内科) 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 リウマチ科 小児科 皮膚泌尿器科(又は皮膚科及び泌尿器科) 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 レクリエーション療法科 作業療法科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 歯科口腔外科</p> <p>薬剤部</p> <p>看護部</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(局本庁の職の設置)</p> <p>第14条 局本庁に法令の規定により置かれる職及び次条から第17条の3までの規定により置かれる職のほか、次のうち必要な職を置く。</p> <p>事務職員及び技術職員をもつて充てる職</p> <p>(1) 主事</p> <p>(2) 技師</p> <p>(業務指導監)</p> <p>第17条の3 <u>局業務課</u>に業務指導監を置くことができる。</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、県立がんセンター新潟病院の部及びセンターに次のとおり長を置く。</p>

臨床部 (略)	臨床部 (略)
研究部 (略)	研究部 (略)
情報調査部 (略)	情報調査部 (略)
地域連携・相談支援センター	地域連携・相談支援センター
地域連携・相談支援センター長 <u>地域連携・相談支援センター副センター長</u> 看護師長 副看護師長	地域連携・相談支援センター長 看護師長 副看護師長
緩和ケアセンター (略)	緩和ケアセンター (略)
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
5 (略)	5 (略)
6 (略)	6 (略)

附 則

この規程は、平成29年 4月 1 日から施行する。

新潟県病院局管理規程第4号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程(昭和39年新潟県病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
1~2 (略)			1~2 (略)		
3 入院室料差額			3 入院室料差額		
(1) 特別S室	1日につき	17,930円	(1) 特別S室	1日につき	17,930円
(2) 特別A室	1日につき	8,750円	(2) 特別A室	1日につき	8,750円
(3) 特別B室	1日につき	6,050円	(3) 特別B室	1日につき	6,050円
(4) 特別C室	1日につき	5,180円	(4) 特別C室	1日につき	5,180円
(5) 特別D室	1日につき	3,560円	(5) 特別D室	1日につき	3,560円
(6) A 室	1日につき	<u>2,380円</u>	(6) A 室	1日につき	<u>2,160円</u>
			<u>(電話を設備した場合は、2,380円)</u>		
(7) B 室	1日につき	<u>1,730円</u>	(7) B 室	1日につき	<u>1,510円</u>
			<u>(電話を設備した場合は、1,730円)</u>		
<u>ただし、電話を設置しない場合は、220円を減額する。</u>			<u>ただし、病院長は、病院局長の承認を受けて当該各号に定める範囲内の料金を定めることができる。</u>		
また、病院長は、病院局長の承認を受けて当該各号に定める範囲内の料金を定めることができる。			<u>ただし、病院長は、病院局長の承認を受けて当該各号に定める範囲内の料金を定めることができる。</u>		
4~45 (略)			4~45 (略)		
備考 (略)			備考 (略)		
(略)			(略)		
3		17,930円		17,930円	16,600円
		8,750円		8,750円	8,100円
		6,050円		6,050円	5,600円
		5,180円		5,180円	4,800円
		3,560円		3,560円	3,300円
		2,380円		2,380円	2,200円
		1,730円		2,160円	2,000円
				2,380円	2,200円
			1,510円	1,400円	
			1,730円	1,600円	
			<u>(略)</u>		
(略)			(略)		

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

病院局告示

◎新潟県病院局告示第1号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定(昭和46年7月新潟県病院局告示第6号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立吉田病院	内科、消化器内科、神経内科、 <u>人工透析内科</u> 、外科、 <u>消化器外科</u> 、 <u>乳腺外科</u> 、 <u>肛門外科</u> 、小児科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、精神科、歯科口腔外科、麻酔科	新潟県立吉田病院	内科、消化器内科、神経内科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、精神科、歯科口腔外科、麻酔科
(略)		(略)	

議 会 規 程

新潟県議会規程第1号

政治倫理の確立のための新潟県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

新潟県議会議長 早川 吉秀

政治倫理の確立のための新潟県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程
政治倫理の確立のための新潟県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成7年新潟県議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
第3号様式（第6条関係） （略） 所得等報告書 （略）					第3号様式（第6条関係） （略） 所得等報告書 （略）				
（略）					（略）				
分離課税	（略）				分離課税	（略）			
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得					株式等の事業・譲渡・雑所得			
	<u>上場株式等の事業・譲渡・雑所得</u>								
	上場株式等の利子・配当所得				上場株式等の配当所得				
（略）					（略）				
（略）					（略）				

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第7号

平成28年7月10日執行の参議院新潟県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は次のとおりである。

平成29年3月31日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年 7月10日執行参議院新潟県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 49,212,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中原 八一	候補者届出 政党又は 所属党派	自由民主党	平成28年 3月14日から 期間
出納責任者氏名	洋谷 将人			平成28年 7月15日まで 第1回分

収 入		支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業) (寄附額)		円
		人件費	8,972,200
		家屋費	2,049,576
		選挙事務所費	2,034,576
自由民主党本部	5,000,000	集会会場費	15,000
自由民主党参議院選挙区新潟県第三支部	10,000,000	通信費	88,493
社会保険労務士政治連盟	30,000	交通費	1,482,767
新潟県税理士政治連盟	100,000	印刷費	2,277,925
新潟県歯科医師連盟	200,000	広告費	930,700
中原八一政経研究会	1,000,000	文具費	73,677
自由民主党長野県第三選挙区支部	30,000	食糧費	225,290
全国たばこ耕作者政治連盟	100,000	休泊費	1,069,564
自由民主党和歌山県参議院選挙区第一支部	50,000	雑 費	868,880
自由民主党参議院選挙区新潟県第二支部	300,000		
新潟県薬剤師連盟	100,000		
新潟県経済人連盟	100,000		
高橋 芳子 無職	144,000		
中原 恭子 無職	144,000		
小俣 文代 無職	144,000		
白井 郁子 無職	144,000		
田中 タツ子 無職	144,000		
荒川 恵代子 無職	144,000		
伊藤 邦子 無職	144,000		
川内 正子 無職	144,000		
小林 春子 無職	144,000		
全国産業廃棄物連合会政治連盟	100,000		
長岡市医師連盟	200,000		
新潟県生衛団体政治連盟	30,000		
全国浄化槽政治連盟	100,000		
幸湖会	100,000		
日本小児科医連盟	100,000		
自由民主党大阪府第18選挙区支部	50,000		
大日本猟友政治連盟	100,000		
全日本トラック事業政治連盟	300,000		

日本歯科医師連盟	300,000		
全国老人保健施設連盟	300,000		
その他の寄附	2件	30,000	
その他の収入		0	
今回計		20,016,000	今回計 18,039,072
前回計		0	前回計 0
総計		20,016,000	総計 18,039,072

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	343,425円
	ビラの作成	962,500円
	ポスターの作成	972,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	490,500円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	204,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,000円
	計	3,165,425円

報告書受理年月日	平成28年 7月25日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年 7月10日執行参議院新潟県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 49,212,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中原 八一	候補者届出 政党又は 所属党派	自由民主党	平成28年 3月14日から 期間
出納責任者氏名	洋谷 将人			平成28年 8月17日まで 第2回分

収 入		支 出		円
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費 家屋費 選挙事務所費 集会会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑 費	0 0 0 0 260,948 0 0 0 0 0 0 0 0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	260,948
前回計		20,016,000	前回計	18,039,072
総 計		20,016,000	総 計	18,300,020

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	343,425円
	ビラの作成	962,500円
	ポスターの作成	972,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	490,500円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	204,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,000円
	計	3,165,425円

報告書受理年月日	平成28年 9月 6日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年 7 月10日執行参議院新潟県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 49,212,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	森 裕 子	候補者届出 政党又は 所属党派	無 所 属	平成28年 5月21日から
出納責任者氏名	廣 田 正 夫			平成28年 7月 9日まで
				第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)		円
オールにいがた平和と共生		1,081,500	人件費	1,047,000
生活の党と山本太郎となかまたち 新潟県参議院選挙区第1総支部		4,000,000	家屋費	1,402,746
高井 麗二	無職	100,000	選挙事務所費	1,402,746
外山 晴一	法人役員	50,000	集会会場費	0
今湊 正子	法人役員	30,000	通信費	17,524
民進党新潟県第5区総支部		300,000	交通費	162,467
阿部 宗雄	法人役員	50,000	印刷費	2,324,000
小林 明	無職	50,000	広告費	2,097,513
			文具費	27,589
			食糧費	470,562
			休泊費	375,980
			雑 費	68,575
その他の寄附	11件	86,000		
その他の収入		0		
今回計		5,747,500	今回計	7,993,956
前回計		0	前回計	0
総 計		5,747,500	総 計	7,993,956

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	332,500円
	ビラの作成	962,500円
	ポスターの作成	984,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	494,226円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625円
	計	3,179,819円

報告書受理年月日	平成28年 7月25日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年 7月10日執行参議院新潟県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 49,212,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	横井 基至	候補者届出 政党又は 所属党派	幸福実現党	平成28年 5月 2日から 期間
出納責任者氏名	丸山 英策			平成28年 7月15日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)		円
			人件費	0
			家屋費	255,077
			選挙事務所費	255,077
根田 芳夫	会社員	50,000	集会会場費	0
安田 永一	自営業	1,100,000	通信費	2,197
幸福実現党新潟県本部		5,764,577	交通費	8,100
高松 健	自営業	1,000,000	印刷費	2,891,554
海老 栄蔵	会社員	200,000	広告費	1,114,214
			文具費	7,751
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	240,233
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		100		
今回計		8,114,677	今回計	4,519,126
前回計		0	前回計	0
総 計		8,114,677	総 計	4,519,126

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成28年 7月20日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年 7月10日執行参議院新潟県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 49,212,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	横井 基至	候補者届出 政党又は 所属党派	幸福実現党	平成28年 5月 2日から 期間
出納責任者氏名	丸山 英策			平成28年 8月19日まで 第2回分

収 入		支 出		円
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費 家屋費 選挙事務所費 集会会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑 費	0 0 0 0 518,400 0 0 0 0 0 0 864
幸福実現党新潟県本部		500,000		
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		500,000	今回計	519,264
前回計		8,114,677	前回計	4,519,126
総 計		8,614,677	総 計	5,038,390

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成28年 8月22日	第2回報告分
----------	-------------	--------

◎新潟県選挙管理委員会告示第8号

平成28年10月16日執行の新潟県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は次のとおりである。

平成29年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年10月16日執行 新潟県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 37,896,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	後藤 浩昌	所属党派	無 所 属	平成28年 9月12日から 期間
出納責任者氏名	後藤 浩昌			平成28年10月15日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	15,000
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	76,634
			雑 費	3,132
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		94,766		
今回計		94,766	今回計	94,766
前回計		0	前回計	0
総 計		94,766	総 計	94,766

	項 目	金 額
支出のうち公 費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成28年10月26日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年10月16日執行 新潟県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 37,896,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	三村 誉一	所属党派	無 所 属	平成28年 9月29日から 期間
出納責任者氏名	三村 誉一			平成28年10月15日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費	円 0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		10,000,000		
今回計		10,000,000	今回計	0
前回計		0	前回計	0
総 計		10,000,000	総 計	0

	項 目	金 額
支出のうち公 費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成28年10月17日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年10月16日執行 新潟県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 37,896,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	森 民 夫	所属党派	無 所 属	平成28年 8月10日から 期間
出納責任者氏名	五十嵐 修一			平成28年10月31日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)		円
自由民主党本部		2,000,000	人件費 家屋費 選挙事務所費 集会会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑 費	6,388,500 4,076,417 3,960,130 116,287 1,047,196 2,732,862 2,269,240 3,779,218 2,805,208 1,019,089 1,062,804 2,526,581
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		33,000,000		
今回計		35,000,000	今回計	27,707,115
前回計		0	前回計	0
総 計		35,000,000	総 計	27,707,115

	項 目	金 額
支出のうち公 費負担相当額	ビラの作成	612,500円
	ポスターの作成	902,000円
	計	1,514,500円

報告書受理年月日	平成28年10月31日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年10月16日執行 新潟県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 37,896,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	森 民 夫	所属党派	無 所 属	平成28年 8月10日から 期間
出納責任者氏名	五十嵐 修一			平成28年12月 1日まで 第2回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	58,198
			交通費	41,030
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	6,009
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	105,237
前回計		35,000,000	前回計	27,707,115
総 計		35,000,000	総 計	27,812,352

	項 目	金 額
支出のうち公 費負担相当額	ビラの作成	612,500円
	ポスターの作成	902,000円
	計	1,514,500円

報告書受理年月日	平成28年12月1日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年10月16日執行 新潟県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 37,896,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	森 民 夫	所属党派	無 所 属	平成28年 8月10日から 期間
出納責任者氏名	五十嵐 修一			平成28年12月12日まで 第3回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	円	円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	5,720
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	44,324
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	50,044
前回計		35,000,000	前回計	27,812,352
総 計		35,000,000	総 計	27,862,396

	項 目	金 額
支出のうち公 費負担相当額	ビラの作成	612,500円
	ポスターの作成	902,000円
	計	1,514,500円

報告書受理年月日	平成28年12月12日	第3回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年10月16日執行 新潟県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 37,896,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	米山 隆一	所属党派	無 所 属	平成28年 9月21日から 期間
出納責任者氏名	渡 辺 英 明			平成28年10月15日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
[氏名]	(職 業)	(寄附額)	円	
新潟に新しいリーダーを誕生させる会		3,000,000	人件費	1,098,000
隆政会		123,000	家屋費	551,398
			選挙事務所費	551,398
			集会会場費	0
			通信費	92,094
			交通費	127,515
			印刷費	1,859,350
			広告費	276,140
			文具費	66,022
			食糧費	588,229
			休泊費	135,680
			雑 費	187,299
その他の寄附	1件	800		
その他の収入		0		
今回計		3,123,800	今回計	4,981,727
前回計		0	前回計	0
総 計		3,123,800	総 計	4,981,727

	項 目	金 額
支出のうち公 費負担相当額	ビラの作成	1,004,500円
	ポスターの作成	854,850円
	計	1,859,350円

報告書受理年月日	平成28年10月31日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、糸魚川市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成29年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
中能生地区公民館	糸魚川市大字大沢 241番地2 (旧糸魚川市大字大 沢516番地)	和室	49.69	平成29年3月13日
		軽運動場	124.22	
		(旧1階 和室、2階 和室)	(旧45.00、 119.00)	

人事委員会規則

新潟県人事委員会規則の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第1-14号

新潟県人事委員会規則の基準に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会規則の基準に関する規則（規則第1-1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表1 規則番号 (略) 第21-0号 〃 事 項 (略) 配偶者同行休業	別表1 規則番号 (略) 事 項 (略)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第11-15号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（規則第11-13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）に対応する同表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示、追加条並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(審査の打切却下)</p> <p>第13条 委員会は、係属している審査請求が次のいずれかに該当するときには、審査を打ち切り、当該審査請求の却下を決定するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 第31条の2第2項(第51条において準用する場合を含む。)の規定に基づき審理が終了されたとき。</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(代理人)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 代理人は、当事者のために、その審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げ<u>又は復代理人の選任</u>は、特別の委任を受けなければならないことができない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>5 代理人は、復代理人を選任し、又は解任したときは、書面で委員会にその者の氏名、住所及び職名又は職業を届け出なければならない。</u></p> <p><u>6 当事者(審査請求の取下げにあつては、請求人に限る。)</u>は、代理人に対して第2項ただし書に規定する特別の委任をしたとき、又はその委任を撤回したときは、<u>第4項</u>に規定する書面その他の書面にその旨を記載して、委員会に届け出なければならない。ただし、その委任又は委任の撤回が委任状その他の書面の提出によって証明されたときは、この限りでない。</p> <p><u>7 請求人は、第4項及び前項の規定による届出を審査請求書に記載してすることができる。</u></p> <p><u>8 (略)</u></p>	<p>(審査の打切却下)</p> <p>第13条 委員会は、係属している審査請求が次のいずれかに該当するときには、審査を打ち切り、当該審査請求の却下を決定するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(代理人)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 代理人は、当事者のために、その審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けなければならないことができない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>5 請求人は、代理人に対して第2項ただし書に規定する特別の委任をしたとき、又はその委任を撤回したときは、前項に規定する書面その他の書面にその旨を記載して、委員会に届け出なければならない。ただし、その委任又は委任の撤回が委任状その他の書面の提出によって証明されたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>6 請求人は、前2項の規定による届出を審査請求書に記載してすることができる。</u></p> <p><u>7 (略)</u></p>

第17条 (略)

(審理の計画的進行)

第17条の2 当事者及び代理人並びに委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

第31条 (略)

(審理の終了)

第31条の2 委員会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

(1) 請求人から第23条第3項に規定する書面が同項の規定の相当の期間内に提出されない場合において、委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかったとき。

(2) 請求人及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

3 委員会は、前2項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

第41条 (略)

(証人の遮へいの措置)

第41条の2 委員会は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人との間で、相互に相手の状態を認識することができるようにするための措置をとることができる。この場合、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

(口頭審理に関する規定の準用)

第51条 第17条の2、第22条、第23条第2項から第4項まで、第25条、第26条、第31条、第31条の2並びに前章第2節(第33条、第41条(第43条第4項において準用する場合を含む。))、第41条の2及び第46条第2項を除く。)の規定は、書面審理について準用する。この場合において、第23条第2項及び第3項中「口頭審理」とあるのは「書面審理」と、第25条第1項中「口頭審理の期日又は期日外において、事実上及び法律上の事項に関し」とあ

第17条 (略)

第31条 (略)

第41条 (略)

(口頭審理に関する規定の準用)

第51条 第22条、第23条第2項から第4項まで、第25条、第26条、第31条並びに前章第2節(第33条、第41条(第43条第4項において準用する場合を含む。))及び第46条第2項を除く。)の規定は、書面審理について準用する。この場合において、第23条第2項及び第3項中「口頭審理」とあるのは「書面審理」と、第25条第1項中「口頭審理の期日又は期日外において、事実上及び法律上の事項に関し」とあるのは「事実上及び法律上の事項に関し」とあ

るのは「事実上及び法律上の事項に関し」と、同条第2項中「当事者は、口頭審理の期日又は期日外において」とあるのは「当事者は」と、同条第3項中「審査長は、口頭審理の期日外において」とあるのは「審査長は」と、第47条第1項中「考慮し、第20条第1項の規定に基づき通知した場所において証言等又は証拠資料の提出を求めることが適当でないと認めるときは、当事者の意見を聴き」とあるのは「考慮し」とそれぞれ読み替えるものとする。

と、同条第2項中「当事者は、口頭審理の期日又は期日外において」とあるのは「当事者は」と、同条第3項中「審査長は、口頭審理の期日外において」とあるのは「審査長は」と、第47条第1項中「考慮し、第20条第1項の規定に基づき通知した場所において証言等又は証拠資料の提出を求めることが適当でないと認めるときは、当事者の意見を聴き」とあるのは「考慮し」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の不利益処分についての審査請求に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第13条第1項第7号及び第31条の2の規定は、改正後の規則第2条第1号に規定する処分についての審査請求であってこの規則の施行の日以後にされた当該処分に係るものについて適用する。

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3 月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第11-16号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（規則第11-5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、追加項並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（勤務条件に関する措置の要求）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員（以下「要求者」という。）が記名押印して正副各1通を、関係書類、記録その他の必要な資料とともに、委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>要求者の所属部局、職名、氏名及び住所</u></p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（措置要求書等の調査及び補正）</p> <p>第4条 委員会は、措置要求書が提出されたときは、その記載事項並びに<u>要求者の資格及び要求すべき措置等について調査するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による調査の結果、措置の要求に不備があると認められるときは、委員会は、相当の期間を定めて、要求者にその補正を命ずることができる。ただし、不備が軽微であつて、措置の要求の内容に影響のないものであるときは、委員会は、職権でその補正をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（措置の要求の受理又は却下）</p> <p>第5条 委員会は、<u>前条第1項の規定による調査の結果により、その措置の要求の受理又は却下を決定するものとする。この場合において、次に掲げる措置の要求については、却下を決定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>措置の要求をすることができない者によつて</u> <u>された措置の要求</u></p>	<p style="text-align: center;">（勤務条件に関する措置の要求）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員（以下「要求者」という。）が記名押印して正副各1通を、関係書類、記録その他の必要な資料とともに、委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>要求者の職及び所属部局並びにその氏名</u></p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（措置要求書の調査等）</p> <p>第4条 委員会は、措置要求書が提出されたときは、その記載事項及び<u>添付資料等について調査し、これを受理すべきかどうかについて決定する。</u></p>

(2) 法第46条に規定する勤務条件に該当しないことが明らかな事項についてされた措置の要求

(3) 前条第2項に規定する補正命令に従った補正がされない措置の要求

(4) 前各号に掲げるもののほか、不適法にされた措置の要求で不備を補正することができないもの

2 委員会は、前項の規定により措置の要求の受理を決定したときは、要求者及び権限を有する当局にその旨を通知するとともに権限を有する当局に措置要求書の副本を送付するものとし、却下を決定したときは、理由を付して要求者にその旨を通知するものとする。

(交渉の勧奨)

第6条 委員会は、適当であると認めるときは、前条第1項の決定を行なう前に関係当事者に対し、要求すべき措置について交渉を行うようすすめるものとする。

(審査の打ち切り)

第9条 委員会は、係属している措置の要求が、次のいずれかに該当するときには、当該措置の要求の審査を打ち切ることができる。

- (1) 要求者の退職、所在不明、死亡等により審査を継続することができなくなった場合
- (2) 関係当事者における交渉又はあつせんによる事案の解決、措置の要求の事由の消滅等により審査を継続する必要がなくなった場合
- (3) 要求者が審査を継続する意思を放棄したと明らかに認められる場合

2 委員会は、前項の規定により措置の要求の審査を打ち切つたときは、書面により要求者及び権限を有する当局にその旨を通知するものとする。

第5条 委員会は、適当であると認めるときは、前条の決定を行なう前に関係当事者に対し、要求すべき措置について交渉を行うようすすめるものとする。

(措置の要求の受理及び却下の通知)

第6条 委員会は、措置の要求を受理した場合には、その旨を要求者及び必要があると認めるときは、当該事項に関し、権限を有する当局に通知し、却下した場合には、その旨を要求者に通知するものとする。

(審査の打ち切り)

第9条 委員会は、措置の要求が、係属中において、次の各号の一に該当する場合には、その事案の審査を打ち切り、その要求を棄却することができる。

- (1) 要求者の死亡した場合
- (2) 要求者の所在不明の場合
- (3) 関係当事者における交渉又はあつせんにより、事案の解決した場合
- (4) 措置の要求の理由の消滅した場合
- (5) その他委員会が事案の審査を継続する必要がなくなったと認める場合

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

職員の配偶者同行休業に関する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第21-1号

職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年条例第67号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第2条 条例第6条第2項の人事委員会規則で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。）の条例第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

人事委員会告示

◎新潟県人事委員会告示第3号

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成21年新潟県人事委員会規則第11-13号）により不利益処分についての審査請求の手に必要な書面の様式（平成21年5月新潟県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第12号（第15条第4項関係）</p> <p style="text-align: center;">代 理 人 選 任 届</p> <p>(略)</p> <p>下記のとおり代理人を選任したので、届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>3 代理人氏名、住所及び職業（<u>代理人</u>が職員である場合はその職名及び所属）</p> <p><u>4 委任事項</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(1) <u>審査に関する一切の権限</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) <u>審査請求の取下げ</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(3) <u>復代理人の選任</u></p> <p>(注) 1～3 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>4 「委任事項」は、必要に応じて修正すること。</u></p>	<p>別記様式第12号（第15条第4項関係）</p> <p style="text-align: center;">代 理 人 選 任 届</p> <p>(略)</p> <p>下記のとおり代理人を選任し、<u>審査に関する一切の権限（審査請求を取り下げる権限を除く。）を委任したので、届け出ます。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 代理人氏名、住所及び職業（<u>請求人</u>が職員である場合はその職名及び所属）</p> <p>(注) 1～3 (略)</p>
<p>別記様式第13号（第15条第4項関係）</p>	<p>別記様式第13号（第15条第4項関係）</p>

<p style="text-align: center;">代 理 人 解 任 届</p> <p>(略)</p> <p>3 代理人氏名、住所及び職業（<u>代理人</u>が職員である場合はその職名及び所属）</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第14号（第15条第6項関係）</p> <p style="text-align: center;">代理人特別委任（撤回）届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">審査請求人（<u>処分者</u>）</p> <p>(略)</p> <p>下記の事件及び代理人について、<u>審査請求の取下げ・復代理人の選任に係る権限の委任（委任の撤回）</u>をしましたので、届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>3 代理人氏名、住所及び職業（<u>代理人</u>が職員である場合はその職名及び所属）</p> <p>(注) 1 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 委任（委任の撤回）を行う権限については、必要に応じて修正すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3 (略)</p> <p>別記様式第19号（第34条第1項、第36条第2項関係）</p> <p style="text-align: center;">証 拠 申 出 書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号証</th> <th style="width: 20%;">証拠の表示 (原本・写しの別)</th> <th style="width: 20%;">証拠の作成者及び 所在</th> <th style="width: 50%;">証明しようとする 事項及びこれと証拠との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	号証	証拠の表示 (原本・写しの別)	証拠の作成者及び 所在	証明しようとする 事項及びこれと証拠との関係					<p style="text-align: center;">代 理 人 解 任 届</p> <p>(略)</p> <p>3 代理人氏名、住所及び職業（<u>請求人</u>が職員である場合はその職名及び所属）</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第14号（第15条第5項関係）</p> <p style="text-align: center;">代理人特別委任（撤回）届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">審査請求人</p> <p>(略)</p> <p>下記の事件及び代理人について、<u>審査請求を取り下げる権限の委任（委任の撤回）</u>をしましたので、届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>3 代理人氏名、住所及び職業（<u>請求人</u>が職員である場合はその職名及び所属）</p> <p>(注) 1 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (略)</p> <p>別記様式第19号（第34条第1項、第36条第2項関係）</p> <p style="text-align: center;">証 拠 申 出 書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>証拠の表示</u></p> <p>2 <u>証拠の所在</u></p> <p>3 <u>証明しようとする事項及びこれと証拠との関係</u></p> <p>(略)</p>
号証	証拠の表示 (原本・写しの別)	証拠の作成者及び 所在	証明しようとする 事項及びこれと証拠との関係						

別記様式第13号の次に次の2様式を加える。

別記様式第13号の2 (第15条第5項関係)

復代理人選任届

年 月 日

新潟県人事委員会委員長 様

審査請求人代理人 (処分者代理人)

氏 名

印

住 所

下記のとおり復代理人を選任したので、届け出ます。

記

1 事件の表示

年新人委(不)第 号事件

2 選任年月日

年 月 日

3 復代理人氏名、住所及び職業 (復代理人が職員である場合はその職名及び所属)

(注) 1 不要な文字は抹消して使用すること。

2 事件番号が未定の場合は、事件番号に代えて審査請求年月日を記載すること。

3 記載事項に変更があった場合は、この様式に準じ届け出ること。

別記様式第13号の3 (第15条第5項関係)

復代理人解任届

年 月 日

新潟県人事委員会委員長 様

審査請求人代理人(処分者代理人)

氏 名

印

住 所

下記のとおり復代理人を解任したので、届け出ます。

記

1 事件の表示

年新人委(不)第 号事件

2 解任年月日

年 月 日

3 復代理人氏名、住所及び職業(復代理人が職員である場合はその職名及び所属)

(注) 1 不要な文字は抹消して使用すること。

2 事件番号が未定の場合は、事件番号に代えて審査請求年月日を記載すること。

◎新潟県人事委員会告示第4号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和38年新潟県人事委員会規則第11-5号)により勤務条件に関する措置の要求の手続に必要な書面の様式(昭和38年6月新潟県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)を当該移動様式に対応す

る同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第1号様式（第2条第1項第2項・第3条関係） 措置要求書 (略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 要求者 所属部局 職名 <u>氏名</u> <u>住所</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 人事委員会からの要求者に対する通知先及び連絡先（郵便番号、住所、電話番号等）</u></p> <p><u>6 代理人を選任したときには、代理人の氏名、住所及び職業</u> (略)</p> <p>第4号様式（第3条関係） 代理人選任届 (略)</p> <p>第5号様式（第8条関係） 措置要求取下書 (略)</p> <p>第6号様式（第9条関係） 措置要求事案解決（消滅）届 (略)</p>	<p>第1号様式（第2条第1項第2項・第3条関係） 措置要求書 (略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 要求者 所属部局 職名 <u>氏名</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 代理人を選任したときには、代理人の氏名、住所及び職業</u> (略)</p> <p>第3号様式（第3条関係） 代理人選任届 (略)</p> <p>第4号様式（第8条関係） 措置要求取下書 (略)</p> <p>第5号様式（第9条関係） 措置要求事案解決（消滅）届 (略)</p>

第2号様式の次に次の様式を加える。

第3号様式 (第4条第2項関係)

補 正 書

年 月 日

新潟県人事委員会委員長 様

要求者
氏 名

印

年 月 日付け措置要求書を下記のとおり補正します。

記

補正事項
新

旧

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第3号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。
平成29年3月31日

新潟県教育委員会
教育長 池田 幸博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第4（第5条関係）（教育次長及び課長の個別的専決事項）</p> <p>総務課 教育次長専決事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県立学校の教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「<u>教特法</u>」という。）第2条第2項に規定する者並びに寄宿舍指導員及び実習助手をいう。以下同じ。）及び<u>技術職員並びに</u>県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「<u>給与負担法</u>」という。）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）のうち教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員の初任給の決定をすること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 教特法第2条の適用を受ける本庁及び出先機関等の職員の<u>教特法第17条第1項の規定に基づく兼職又は他の事業に従事することの承認をすること。</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>総務課長専決事項 (略) 財務課 教育次長専決事項 (略) 財務課長専決事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 県立学校並びに市町村立の小学校、中学校、<u>義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園</u>の建物の耐力度調査及び耐震診断に関すること。</p> <p>(4) 市町村立の小学校、中学校、<u>義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園</u>の設計内容の審査に関すること。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>福利課 (略) 義務教育課 教育次長専決事項</p>	<p>別表第4（第5条関係）（教育次長及び課長の個別的専決事項）</p> <p>総務課 教育次長専決事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県立学校の教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「<u>教特法</u>」という。）第2条第2項に規定する者並びに寄宿舍指導員及び実習助手をいう。以下同じ。）及び<u>県費負担教職員</u>（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「<u>給与負担法</u>」という。）第1条及び<u>第2条</u>に規定する職員をいう。以下同じ。）のうち教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員<u>並びに</u>県立学校の<u>技術職員</u>の初任給の決定をすること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 教特法第2条の適用を受ける本庁及び出先機関等の職員（<u>教育長を除く。</u>）の<u>同法第17条第1項の規定に基づく兼職又は他の事業に従事することの承認をすること。</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>総務課長専決事項 (略) 財務課 教育次長専決事項 (略) 財務課長専決事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 県立学校、<u>公立小</u>、中学校、<u>市町村立高等学校</u>、<u>市町村立特別支援学校</u>及び<u>市町村立幼稚園</u>の建物の耐力度調査及び耐震診断に関すること。</p> <p>(4) <u>公立小</u>、中学校、<u>市町村立高等学校</u>、<u>市町村立特別支援学校</u>及び<u>市町村立幼稚園</u>の設計内容の審査に関すること。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>福利課 (略) 義務教育課 教育次長専決事項</p>

(1) 県立学校（特別支援学校及び幼稚園に限る。以下義務教育課の部において同じ。）の職員及び県費負担教職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員（県立学校の学校栄養職員及び事務職員を除く。次号において同じ。）についての採用、所属の決定、願による休職、復職及び退職の許可をすること。

(2) 県立学校の職員及び県費負担教職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員についての昇任、降任及び職の決定をすること。

(3)～(22) (略)

義務教育課長専決事項

(1)～(4) (略)

(5) 県立学校の職員及び県費負担教職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師の大学院修学休業の許可等をすること。

(6)～(39) (略)

高等学校教育課
教育次長専決事項

(1) 県立学校（特別支援学校及び幼稚園を除く。以下高等学校教育課の部において同じ。）の教諭、養護教諭及び栄養教諭についての採用、所属の決定、願による休職、復職及び退職の許可をすること。

(2) 県立学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭についての昇任、降任及び職の決定をすること。

(3)～(11) (略)

(12) 県立学校教員の研修計画の実施をすること。

(13)～(23) (略)

高等学校教育課長専決事項

(1)～(12) (略)

(13) 県立学校教員の履歴の証明をすること。(福利課の分掌事務に係る事項を除く。)

(14)～(27) (略)

生涯学習推進課～保健体育課 (略)

別表第6（第13条関係）（出先機関の長等の個別的専決事項）

教育事務所
教育事務所長専決事項

(1)・(1)の2 (略)

(2) 市町村立の小学校、中学校、義務教育学校又

(1) 県立学校（高等学校教育課の分掌事務に係るものを除く。以下義務教育課の部において同じ。）の教員及び県費負担教職員（給与負担法第2条に規定する職員を除く。以下義務教育課の部において同じ。）のうち主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員（県立特別支援学校の学校栄養職員及び事務職員を除く。次号において同じ。）についての採用、所属の決定、願による休職、復職及び退職の許可をすること。

(2) 県立学校及び県費負担教職員の主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員についての昇任、降任及び職の決定をすること。

(3)～(22) (略)

義務教育課長専決事項

(1)～(4) (略)

(5) 県立学校及び県費負担教職員の主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師の大学院修学休業の許可等をすること。

(6)～(39) (略)

高等学校教育課
教育次長専決事項

(1) 県立学校（義務教育課の分掌事務に係るものを除く。以下高等学校教育課の部において同じ。）及び県費負担教職員（給与負担法第1条に規定する職員を除く。以下高等学校教育課の部において同じ。）の教諭、養護教諭及び栄養教諭についての採用、所属の決定、願による休職、復職及び退職の許可をすること。

(2) 県立学校の教員及び県費負担教職員のうち教諭、養護教諭及び栄養教諭についての昇任、降任及び職の決定をすること。

(3)～(11) (略)

(12) 県立学校教員及び県費負担教職員の研修計画の実施をすること。

(13)～(23) (略)

高等学校教育課長専決事項

(1)～(12) (略)

(13) 県立学校教員及び県費負担教職員の履歴の証明をすること。(福利課の分掌事務に係る事項を除く。)

(14)～(27) (略)

生涯学習推進課～保健体育課 (略)

別表第6（第13条関係）（出先機関の長等の個別的専決事項）

教育事務所
教育事務所長専決事項

(1)・(1)の2 (略)

(2) 市町村の設置する小学校、中学校又は特別支

<p>は特別支援学校に派遣する非常勤の職員の任免、報酬の決定及び派遣に関すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校</u>の教職員の児童手当の支給並びに子ども手当の認定及び支給（新潟県財務規則に規定する事務を除く。）をすること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>近代美術館 (略)</p>	<p>援学校に派遣する非常勤の職員の任免、報酬の決定及び派遣に関すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>公立小、中学校及び市町村立特別支援学校、市町村立高等学校</u>の教職員の児童手当の支給並びに子ども手当の認定及び支給（新潟県財務規則に規定する事務を除く。）をすること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>近代美術館 (略)</p>
---	--

◎新潟県教育委員会訓令第 4 号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会職員服務規程（昭和36年 3 月新潟県教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。ただし、別記第 6 号様式の11の改正は、平成29年 4 月 1 日から実施する。

平成29年 3 月31日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(深夜勤務の制限)</p> <p>第 5 条の 3 職員は、一般職員勤務時間条例第 9 条の 2 第 1 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による深夜勤務の制限の請求をしようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書 (別記第 1 号様式) を所属長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤務時間規則第 8 条の 2 第 7 項 (勤務時間規則第 8 条の 4 において準用する場合を含む。)の規定による届出は、育児・介護状況変更届 (別記第 1 号様式の 2) を所属長に提出して行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(時間外勤務の制限)</p> <p>第 5 条の 4 職員は、一般職員勤務時間条例第 9 条の 2 第 2 項及び第 3 項 (同条第 4 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による時間外勤務の制限の請求をしようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書 (別記第 1 号様式) を所属長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(病気休暇等)</p> <p>第 10 条 職員は、一般職員勤務時間条例第 12 条に規定する病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間</u>若しくは組合休暇 (以下「休暇」という。)又は職務に専念する義務の特例に関する条例 (昭和 26 年新潟県条例第 19 号。以下「職専免条例」という。)第 2 条に規定する職務に専念する義務の免除 (第</p>	<p style="text-align: center;">(深夜勤務の制限)</p> <p>第 5 条の 3 職員は、一般職員勤務時間条例第 9 条の 2 第 1 項 (同条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による深夜勤務の制限の請求をしようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書 (別記第 1 号様式) を所属長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤務時間規則第 8 条の 2 第 6 項 (勤務時間規則第 8 条の 4 において準用する場合を含む。)の規定による届出は、育児・介護状況変更届 (別記第 1 号様式の 2) を所属長に提出して行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(時間外勤務の制限)</p> <p>第 5 条の 4 職員は、一般職員勤務時間条例第 9 条の 2 第 2 項 (同条第 3 項において準用する場合を含む。)及び第 4 項の規定による時間外勤務の制限の請求をしようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書 (別記第 1 号様式) を所属長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(病気休暇等)</p> <p>第 10 条 職員は、一般職員勤務時間条例第 12 条に規定する病気休暇、特別休暇、介護休暇若しくは組合休暇 (以下「休暇」という。)又は職務に専念する義務の特例に関する条例 (昭和 26 年新潟県条例第 19 号。以下「職専免条例」という。)第 2 条に規定する職務に専念する義務の免除 (第 11 条に掲げ</p>

11条に掲げるものを除く。)を得ようとするときは、次項及び第4項から第7項までに定める場合を除き、その前日の正午までに、その理由及び日時を明らかにして、総務事務システムにより、承認権者の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれによることができない場合は、その理由を明らかにして、遅滞なく承認を得なければならない。

2～5 (略)

6 職員は、介護時間を得ようとするときは、勤務時間規則第22条の定めるところにより、承認権者の承認を得た後、その内容を総務事務システムに入力しなければならない。

7 (略)

(営利企業への従事等)

第14条 職員は、地方公務員法第38条に規定する営利企業への従事等をしようとするとき又は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)第10条第1項に規定する非常勤の消防団員と兼職しようとするときは、あらかじめ所属長を経由して営利企業従事等許可申請(消防団員兼職請求)書(別記第13号様式)を提出し、教育委員会の許可又は認めを受けなければならない。

別記

第1号様式(第5条の3、第5条の4関係)

深夜勤務・時間外勤務制限請求書

(略)

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例
養育

第9条の2の規定により、下記のとおり介護のた
深夜勤務の制限
め、時間外勤務の制限(第2項 第3項)
を請求します。

記

(略)	氏名 (続柄等)	()
-----	-------------	-----

注 1 「続柄等」欄は、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実)を記入すること。

2 (略)

3 2の欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。
なお、「(3) 状況」欄は、職員の配偶者で請

るものを除く。)を得ようとするときは、次項及び第4項から第6項までに定める場合を除き、その前日の正午までに、その理由及び日時を明らかにして、総務事務システムにより、承認権者の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれによることができない場合は、その理由を明らかにして、遅滞なく承認を得なければならない。

2～5 (略)

6 (略)

(営利企業等の従事等)

第14条 職員は、地方公務員法第38条に規定する営利企業等に従事しようとするとき又は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)第10条第1項に規定する非常勤の消防団員と兼職しようとするときは、あらかじめ所属長を経由して営利企業等従事許可申請(消防団員兼職請求)書(別記第13号様式)を提出し、教育委員会の許可又は認めを受けなければならない。

別記

第1号様式(第5条の3、第5条の4関係)

深夜勤務・時間外勤務制限請求書

(略)

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例
養育

第9条の2の規定により、下記のとおり介護のた
深夜勤務の制限
め、深夜外勤務の制限(第2項 第4項)
を請求します。

記

(略)	氏名(続柄)	()
-----	--------	-----

注

1 (略)

2 2の欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。
なお、「(3) 状況」欄は、職員の配偶者で請

求に係る子の親であるものがある場合に、勤務時間規則第8条の2第2項各号に掲げる要件に照らして、その状況を簡潔に記載すること。

- 4 (略)
- 5 (略)

第1号様式の2 (第5条の3、第5条の4関係)
 育児・介護状況変更届

(略)

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

(略)

- 制限に係る子が職員の子でなくなった。
(離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)

- 制限に係る子が死亡した。

- 上記以外の事由により請求できる職員に該当しないこととなった。

(理由： _____)

(2) (略)

2 (略)

第6号様式の2 (第10条の2関係)
 育児休業等計画書

(略)

職員の育児休業等に関する条例第3条第5号(第11条第6号)の規定に基づき、再度の育児休業(育児短時間勤務)の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり申し出ます。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

(略)

第6号様式の3 (第10条の2関係)
 (略)

育児休業承認請求書

(略)

(略)

続柄等

注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類(申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し)を添付すること。

2 (略)

3 請求に係る子以外に3歳に満たない子を

求に係る子の親であるものがある場合に、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第8条の2第1項各号に掲げる要件に照らして、その状況を簡潔に記載すること。

- 3 (略)
- 4 (略)

第1号様式の2 (第5条の3、第5条の4関係)
 育児・介護状況変更届

(略)

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

(略)

- 制限に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった。

- 制限に係る子が死亡した。

(2) (略)

2 (略)

第6号様式の2 (第10条の2関係)
 育児休業等計画書

(略)

職員の育児休業等に関する条例第3条第4号(第11条第5号)の規定に基づき、再度の育児休業(育児短時間勤務)の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり申し出ます。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

(略)

第6号様式の3 (第10条の2関係)
 (略)

育児休業承認請求書

(略)

(略)

続柄

注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類(申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し)を添付すること。

2 (略)

3 請求に係る子以外に3歳に満たない子を

養育する場合（職員の育児休業等に関する条例第2条の3で定める期間内に、職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかつた職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）はその氏名、職員との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合には養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を理由等の欄に記入すること。

4 (略)
(略)

第6号様式の4（第10条の2関係）
部分休業承認請求書

(略)

(略)

続柄等

注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し）を添付すること。

2 (略)
(略)

第6号様式の6（第10条の2関係）
育児短時間勤務承認請求書

(略)

(略)

続柄等

注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し）を添付すること。

2 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合はその氏名、職員との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合には養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を理由等の欄に記入すること。

養育する場合（職員の育児休業等に関する条例第2条の2で定める期間内に、職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかつた職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）はその氏名、職員との続柄及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合には養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を理由等の欄に記入すること。

4 (略)
(略)

第6号様式の4（第10条の2関係）
部分休業承認請求書

(略)

(略)

続柄

注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し）を添付すること。

2 (略)
(略)

第6号様式の6（第10条の2関係）
育児短時間勤務承認請求書

(略)

(略)

続柄

注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し）を添付すること。

2 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合はその氏名、職員との続柄及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合には養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を理由等の欄に記入すること。

3～5 (略)

(略)

第6号様式の11 (第10条の2関係)
(略)

配偶者同行休業承認申請書
(略)

職員の配偶者同行休業に関する条例第5条第1項(第6条第1項)の規定により配偶者同行休業の承認(期間延長・再度の延長)を申請します。

外国滞在事由	()
--------	-----

既承認期間	年月日から年月日まで (うち、期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間年月日まで)
-------	--

注 1 (略)

2 期間の再度の延長を請求する場合には、「申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。

3 (略)

4 (略)

(略)

第13号様式 (第14条関係)
(略)

営利企業従事等許可申請(消防団員兼職請求)書

下記のとおり営利企業従事等許可申請(消防団員兼職請求)がありましたので許可(認めて)くださるよう副申します。
(略)

新潟県教育委員会職員服務規程第14条の規定により営利企業従事等許可(消防団員兼職)を申請(請求)します。
年 月 日

(略)

(略)

3～5 (略)

(略)

第6号様式の11 (第10条の2関係)
(略)

配偶者同行休業承認申請書
(略)

職員の配偶者同行休業に関する条例第5条第1項(第6条第1項)の規定により配偶者同行休業の承認(期間延長)を申請します。

外国滞在事由	()
--------	-----

既承認期間	年月日から年月日まで まで
-------	------------------

注 1 (略)

2 (略)

3 (略)

(略)

第13号様式 (第14条関係)
(略)

営利企業等従事許可申請(消防団員兼職請求)書

下記のとおり営利企業等従事許可申請(消防団員兼職請求)がありましたので許可(認めて)くださるよう副申します。
(略)

新潟県教育委員会職員服務規程第14条の規定により営利企業等従事許可(消防団員兼職)を申請(請求)します。
年 月 日

(略)

(略)

◎新潟県教育委員会訓令第5号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会職員服務規程等の特例を定める規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第10号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例）</p> <p>第2条の2 所属長は、次に掲げる職員が、その子（<u>一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。</u>）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校、<u>義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他別に定める事業を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員</u></p> <p>2 前項の規定は、一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、その子（<u>一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。</u>）を養育する」とあるのは「一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例）</p> <p>第2条の2 所属長は、次に掲げる職員が、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校に就学している子のある職員であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、<u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19項第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他別に定める事業を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員</u></p> <p>2 前項の規定は、一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、その子を養育する」とあるのは「一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p>

<p>が、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。 3・4 (略) 別表 (略)</p>	<p>3・4 (略) 別表 (略)</p>
--	---------------------------

◎新潟県教育委員会訓令第6号

県立学校

新潟県立学校職員服務規程（平成24年8月新潟県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。ただし、別記第20号様式の改正は、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月31日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(深夜勤務の制限)</p> <p>第5条 職員は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第9条の2第1項（<u>同条第4項</u>において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限の請求をしようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書（別記第1号様式）を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8—55号。以下「勤務時間規則」という。）<u>第8条の2第7項</u>（勤務時間規則第8条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出は、育児・介護状況変更届（別記第2号様式）を校長に提出して行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(時間外勤務の制限)</p> <p>第6条 職員は、一般職員勤務時間条例第9条の2第2項及び第3項（<u>同条第4項</u>においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による時間外勤務の制限の請求をしようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書（別記第1号様式）を校長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(病気休暇等)</p> <p>第12条 職員は、一般職員勤務時間条例第12条に規定する病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間</u>若しくは組合休暇(以下「休暇」という。)又は職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年新潟県条例第19号。以下「職専免条例」という。)第2条に規定する職務に専念する義務の免除(第</p>	<p style="text-align: center;">(深夜勤務の制限)</p> <p>第5条 職員は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第9条の2第1項（<u>同条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限の請求をしようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書（別記第1号様式）を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8—55号。以下「勤務時間規則」という。）<u>第8条の2第6項</u>（勤務時間規則第8条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出は、育児・介護状況変更届（別記第2号様式）を校長に提出して行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(時間外勤務の制限)</p> <p>第6条 職員は、一般職員勤務時間条例第9条の2第2項(<u>同条第3項</u>において準用する場合を含む。)及び<u>第4項</u>の規定による時間外勤務の制限の請求をしようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書（別記第1号様式）を校長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(病気休暇等)</p> <p>第12条 職員は、一般職員勤務時間条例第12条に規定する病気休暇、特別休暇、介護休暇若しくは組合休暇(以下「休暇」という。)又は職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年新潟県条例第19号。以下「職専免条例」という。)第2条に規定する職務に専念する義務の免除(第14条及び</p>

14条及び第15条に掲げるものを除く。)を得ようとするときは、第3項から第6項までに定める場合を除き、その前日の正午までに、その理由及び日時を明らかにして、承認権者の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれによることができない場合は、その理由を明らかにして、遅滞なく承認を得なければならない。

2～4 (略)

5 職員は、介護時間を得ようとするときは、勤務時間規則第22条の定めるところにより、承認権者の承認を得た後、その内容を総務事務システムに入力しなければならない。

6 (略)

(営利企業への従事等)

第17条 職員は、地方公務員法第38条に規定する営利企業への従事等をしようとするとき又は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)第10条第1項に規定する非常勤の消防団員と兼職しようとするときは、あらかじめ校長を経由して営利企業従事等許可申請(消防団員兼職請求)書(別記第26号様式)を提出し、委員会の許可又は認めを得なければならない。

別記

第1号様式(第5条、第6条関係)

深夜勤務・時間外勤務制限請求書

(略)

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例
養育

第9条の2の規定により、下記のとおり介護のた
深夜勤務の制限
め、時間外勤務の制限(□第2項 □第3項)
を請求します。

記

(略)	氏名 (続柄等)	()
-----	-------------	-----

注 1 「続柄等」欄は、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実)を記入すること。

2 (略)

3 2の欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。
なお、「(3)状況」欄は、職員の配偶者で請

第15条に掲げるものを除く。)を得ようとするときは、第3項から第5項までに定める場合を除き、その前日の正午までに、その理由及び日時を明らかにして、承認権者の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれによることができない場合は、その理由を明らかにして、遅滞なく承認を得なければならない。

2～4 (略)

5 (略)

(営利企業等の従事等)

第17条 職員は、地方公務員法第38条に規定する営利企業等に従事しようとするとき又は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)第10条第1項に規定する非常勤の消防団員と兼職しようとするときは、あらかじめ校長を経由して営利企業等従事許可申請(消防団員兼職請求)書(別記第26号様式)を提出し、委員会の許可又は認めを得なければならない。

別記

第1号様式(第5条、第6条関係)

深夜勤務・時間外勤務制限請求書

(略)

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例
養育

第9条の2の規定により、下記のとおり介護のた
深夜勤務の制限
め、時間外勤務の制限(□第2項 □第4項)
を請求します。

記

(略)	氏名(続柄)	()
-----	--------	-----

注

1 (略)

2 2の欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。
なお、「(3)状況」欄は、職員の配偶者で請

求に係る子の親であるものがある場合に、勤務時間規則第8条の2第2項各号に掲げる要件に照らして、その状況を簡潔に記載すること。

- 4 (略)
- 5 (略)

第2号様式 (第5条、第6条関係)
 育児・介護状況変更届
 (略)

- 1 届出の事由
 - (1) 養育の状況の変更
 (略)
 - 制限に係る子が職員の子でなくなった。
 (離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)
 - 制限に係る子が死亡した。
 - 上記以外の事由により請求できる職員に該当しないこととなった。
 (理由： _____)
 - (2) (略)
- 2 (略)

第11号様式 (第13条関係)
 育児休業等計画書
 (略)

職員の育児休業等に関する条例第3条第5号(第11条第6号)の規定に基づき、再度の育児休業(育児短時間勤務)の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり申し出ます。
 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。
 (略)

第12号様式 (第13条関係)
 (略)
 教職員の育児休業について (副申)
 (略)

(略)

続柄等

添付書類 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類(申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し)を添付すること。

注 1 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合はその氏名、職員との続柄等

求に係る子の親であるものがある場合に、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第8条の2第1項各号に掲げる要件に照らして、その状況を簡潔に記載すること。

- 3 (略)
- 4 (略)

第2号様式 (第5条、第6条関係)
 育児・介護状況変更届
 (略)

- 1 届出の事由
 - (1) 養育の状況の変更
 (略)
 - 制限に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった。
 - 制限に係る子が死亡した。
 - (2) (略)
- 2 (略)

第11号様式 (第13条関係)
 育児休業等計画書
 (略)

職員の育児休業等に関する条例第3条第4号(第11条第5号)の規定に基づき、再度の育児休業(育児短時間勤務)の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり申し出ます。
 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。
 (略)

第12号様式 (第13条関係)
 (略)
 教職員の育児休業について (副申)
 (略)

(略)

続柄

添付書類 請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類(申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し)を添付すること。

注 1 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合はその氏名、職員との続柄及

及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合には養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を理由等の欄に記入すること。

2 (略)

第13号様式 (第13条関係)

部分休業承認請求書

(略)

(略)

続柄等

添付書類 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類(申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し)を添付すること。

注1~2 (略)

(略)

第15号様式 (第13条関係)

(略)

育児短時間勤務承認請求書

(略)

(略)

続柄等

注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類(申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し)を添付すること。

2 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合はその氏名、職員との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合には養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を理由等の欄に記入すること。

3~5 (略)

第20号様式 (第13条関係)

(略)

配偶者同行休業承認申請書

(略)

職員の配偶者同行休業に関する条例第5条第

び生年月日を、請求に係る子が養子の場合には養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を理由等の欄に記入すること。

2 (略)

第13号様式 (第13条関係)

部分休業承認請求書

(略)

(略)

続柄

添付書類 請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類(申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し)を添付すること。

注1~2 (略)

(略)

第15号様式 (第13条関係)

(略)

育児短時間勤務承認請求書

(略)

(略)

続柄

注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類(申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し)を添付すること。

2 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合はその氏名、職員との続柄及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合には養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を理由等の欄に記入すること。

3~5 (略)

第20号様式 (第13条関係)

(略)

配偶者同行休業承認申請書

(略)

職員の配偶者同行休業に関する条例第5条第

<p>1項(第6条第1項)の規定により配偶者同行休業の承認(期間延長・再度の延長)を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">外国滞在事由</td> <td style="padding: 5px;">()</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">既承認期間</td> <td style="padding: 5px;">年月日から年月日まで (うち、期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間年月日まで)</td> </tr> </table> <p>注 1 (略)</p> <p>2 期間の再度の延長を請求する場合には、<u>「申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第26号様式 (第17条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>営利企業従事等許可申請 (消防団員兼職請求) 書</u></p> <p>下記のとおり<u>営利企業従事等許可申請 (消防団員兼職請求)</u>がありましたので許可(認めて)くださるよう副申します。</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">新潟県立学校職員服務規程第17条の規定により<u>営利企業従事等許可 (消防団員兼職)</u>を申請(請求)します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	外国滞在事由	()	既承認期間	年月日から年月日まで (うち、期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間年月日まで)	新潟県立学校職員服務規程第17条の規定により <u>営利企業従事等許可 (消防団員兼職)</u> を申請(請求)します。	年 月 日	<p>1項(第6条第1項)の規定により配偶者同行休業の承認(期間延長)を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">外国滞在事由</td> <td style="padding: 5px;">()</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">既承認期間</td> <td style="padding: 5px;">年月日から年月日まで</td> </tr> </table> <p>注 1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第26号様式 (第17条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>営利企業等従事許可申請 (消防団員兼職請求) 書</u></p> <p>下記のとおり<u>営利企業等従事許可申請 (消防団員兼職請求)</u>がありましたので許可(認めて)くださるよう副申します。</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">新潟県立学校職員服務規程第17条の規定により<u>営利企業等従事許可 (消防団員兼職)</u>を申請(請求)します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	外国滞在事由	()	既承認期間	年月日から年月日まで	新潟県立学校職員服務規程第17条の規定により <u>営利企業等従事許可 (消防団員兼職)</u> を申請(請求)します。	年 月 日
外国滞在事由	()												
既承認期間	年月日から年月日まで (うち、期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間年月日まで)												
新潟県立学校職員服務規程第17条の規定により <u>営利企業従事等許可 (消防団員兼職)</u> を申請(請求)します。													
年 月 日													
外国滞在事由	()												
既承認期間	年月日から年月日まで												
新潟県立学校職員服務規程第17条の規定により <u>営利企業等従事許可 (消防団員兼職)</u> を申請(請求)します。													
年 月 日													

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式(第12条関係)

年 月 日

(新潟県教育委員会 様)
新潟県立 学校長 様

新潟県立 学校
(職・氏名) 印

介護休暇(延長)願

下記のとおり介護休暇を得たい(延長したい)ので、新潟県立学校職員服務規程第12条第4項の規定により、承認をお願いします。

記

1 休暇を必要とする理由等

要介護者に 関する事項	氏名		続柄		同・別居	同・別
	介護が必要となった時期 年 月 日					
要介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容						

2 指定期間(時間)の申出・指定(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

		※申出の期間		※申出の時間帯		日・時間
第 1 回	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()		時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間	
	※申出日	※本人印	承認権者印	備考		
第 2 回	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()		時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間	
	※申出日	※本人印	承認権者印	備考		
第 3 回	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()		時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間	
	※申出日	※本人印	承認権者印	備考		

3 指定期間の延長・短縮 (※印の欄は職員が記入又は押印する。)

※延長・短縮後の末日				※申出の時間帯	日・時間
第 1 回	(年 月 日から) 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()		時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間
	※申出日	※本人印	承認権者印	備考	
第 2 回	(年 月 日から) 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()		時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間
	※申出日	※本人印	承認権者印	備考	
第 3 回	(年 月 日から) 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()		時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間
	※申出日	※本人印	承認権者印	備考	

備 考

- この様式は、校長の場合は委員会あてに、その他の職員の場合は校長あてとする。
- その他の職員の場合は、1月以内(延長を含む。)の休暇を得ようとする場合に提出すること。
1月を超える(延長を含む。)場合は第10号様式によること。
- 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄には、要介護者の状況、職員が介護する内容等、休暇を必要とする事情を具体的に記載すること。
- 「介護が必要となった時期」が特定できない場合には、〇年〇月頃と記載して差し支えない。
- 「申出の期間」欄は、職員が指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を記入すること。
- 断続的に休暇を得ようとする場合等で記載欄が不足する場合には、「指定期間(時間)の申出・指定」欄については、その記載の仕方に合わせて別紙として差し支えない。
- 承認権者は、指定期間を指定する場合及び指定期間の延長・短縮の指定をする場合は、当該指定に係る「承認権者印」欄に押印するとともに、介護休暇を承認できないことが明らかであるため指定期間から除いた期間がある場合には、その旨及び当該指定期間から除いた期間を「備考」欄に記入すること。「日・時間」欄には、通算した指定期間(暦に従って計算し、1月に満たない場合は、30日をもって1月とする。)を記入すること。
- 「延長・短縮後の末日」欄は、職員が改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を記入すること。
- 休暇の理由等を確認する必要があると認められるときは、医師の診断書や要介護者との続柄を示す書類等の提出を求める場合があるものとする。
- 休暇を得ようとする1週間前の日までに請求すること。
- 当該様式は、要介護者が介護を必要とする一の継続する状態につき1枚使用することとし、所属長は、指定期間の指定(指定期間の延長・短縮の指定を含む。)のつど写しを2枚作成し、1枚を所属で保管するとともに、もう1枚を「指定期間指定報告」に添付して人事主務課長へ報告すること。
- 所属長が原本を保管し、職員は2回目以降の指定期間の申出及び指定期間の延長・短縮の申出を行う際には、当該原本に記入して申出を行うこと。

別記第9号様式の2を次のように加える。

第9号様式の2 (第12条関係)

介護時間承認請求書

年 月 日

新潟県立 学校長 様

職名・氏名

印

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第22条第2項の規定により介護時間の承認を請求します。

請求に係る要介護者			
氏名			
続柄			
同・別居	<input type="checkbox"/> 同居		<input type="checkbox"/> 別居
介護が必要となった時期	年 月 日		
要介護者の状態及び具体的な介護の内容			
連続する3年の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
請求期間及び時間	期間		時間
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分～ 時 分	
備考			

注 請求時間が正規の勤務時間の始め若しくは終わりでない場合は、その内容、理由等を備考欄に記入すること。

※ 所属長記入欄

受理年月日	年 月 日		決裁年月日	年 月 日	
決裁欄					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認

別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式(第12条関係)

番 号
年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立 学校長 職印

教職員の介護休暇(延長)について(副申)

下記のとおり介護休暇(延長)願がありましたので、次により副申します。

校長の所見(代替職員の要否、その他参考事項)

記

私は、次のとおり介護休暇を得たい(延長したい)ので、承認をお願いします。						年 月 日
職 名		課程	全・定・通	本・分校の別	本校・分校	
氏 名	印	性別	男・女	年 齢	歳	
職員コード						
要介護者に関する事項	氏名	続柄	同・別居	同・別		
介護が必要となった時期 年 月 日						
要介護者の状態及び具体的な介護の内容						
指定期間(時間)の申出・指定	※申出の期間			※申出の時間帯	日・時間	
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()		時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間	
	※申出日	※本人印	承認権者印	備考		
	※印の欄は職員が記入又は押印する。	※申出の期間			※申出の時間帯	日・時間
		年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()		時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間
※申出日		※本人印	承認権者印	備考		

第 3 回	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()		時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間
	※申出日	※本人印	承認権者印	備考	

指定期間の延長・短縮（※印の欄は職員が記入又は押印する。）

※延長・短縮後の末日				※申出の時間帯	日・時間数
第 1 回	(年 月 日から) 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()		時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間
	※申出日	※本人印	承認権者印	備考	
第 2 回	(年 月 日から) 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()		時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間
	※申出日	※本人印	承認権者印	備考	
第 3 回	(年 月 日から) 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()		時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間
	※申出日	※本人印	承認権者印	備考	

備 考

- 1 職員が1月を超える介護休暇を得ようとする場合に使用すること。また、1月以内の期間で介護休暇を得た者が延長等により1月を超えることとなる場合にも、その承認により1月を超えることとなる部分の休暇の開始日以降について、この様式により承認を得ること。その場合、既に校長が承認した部分の休暇については、「指定期間(時間)の申出・指定」の欄に記載(当該欄の本人印、承認権者印は空欄)し、1月を超えることとなる部分の休暇の開始日以降については、「指定期間の延長・短縮」の欄に記載すること。
- 2 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄には、要介護者の状況、職員が介護する内容等、休暇を必要とする事情を具体的に記載すること。
- 3 「介護が必要となった時期」が特定できない場合には、○年○月頃と記載して差し支えない。
- 4 「申出の期間」欄は、職員が指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を記入すること。
- 5 断続的に休暇を得ようとする場合等で「指定期間(時間)の申出・指定」欄が不足する場合には、その記載の仕方に合わせて別紙として差し支えない。
- 6 承認権者は、指定期間を指定する場合及び指定期間の延長・短縮の指定をする場合は、当該指定に係る「承認権者印」欄に押印するとともに、介護休暇を承認できないことが明らかであるため指定期間から除いた期間がある場合には、その旨及び当該指定期間から除いた期間を「備考」欄に記入すること。「日・時間」欄には、通算した指定期間(暦に従って計算し、1月に満たない場合は、30日をもって1月とする。)を記入すること。
- 7 「延長・短縮後の末日」欄は、職員が改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を記入すること。
- 8 休暇の理由等を確認する必要があると認められるときは、医師の診断書や要介護者との続柄を示す書類等の提出を求める場合があるものとする。
- 9 休暇を得ようとする1週間前の日までに請求すること。
- 10 当該様式は、要介護者が介護を必要とする一継続する状態につき1枚使用することとし、所属長は、指定

期間の指定（指定期間の延長・短縮の指定を含む。）のつど写しを2枚作成し、1枚を所属で保管するとともに、もう1枚を「指定期間指定報告」に添付して人事主務課長へ報告すること。原本は、校長所見及び学校長職印を記入押印する前に、指定期間の指定、延長・短縮にかかる承認権者印欄に押印したものを職員に返却すること。

- 11 所属長が原本を保管し、職員は2回目以降の指定期間の申出及び指定期間の延長・短縮の申出を行う際には、当該原本に記入して申出を行うこと。
-

◎新潟県教育委員会訓令第7号

県立学校

新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第11号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（育児又は介護を行う教育職員の勤務時間の特例）</p> <p>第7条の2 校長は、第5条の規定にかかわらず、次に掲げる教育職員が、その子（<u>一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるもの</u>とされる者を含む。以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校、<u>義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員</u>であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、<u>同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他別に定める事業を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員</u></p> <p>2 前項の規定は、一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる教育職員が、その子（<u>一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。</u>）を養育する」とあるのは「<u>一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの</u>（以下「要介護者」という。）のある職員</p>	<p>（育児又は介護を行う教育職員の勤務時間の特例）</p> <p>第7条の2 校長は、第5条の規定にかかわらず、次に掲げる教育職員が、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校に就学している子のある職員であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、<u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他別に定める事業を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員</u></p> <p>2 前項の規定は、一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、その子を養育する」とあるのは「<u>一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの</u>（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p>

員が、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例)

第11条の2 校長は、第10条の規定にかかわらず、次に掲げる教育職員以外の職員が、その子（一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。

(1) (略)

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他別に定める事業を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員

2 前項の規定は、一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる教育職員以外の職員が、その子（一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）を養育する」とあるのは「一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

3・4 (略)

(育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例)

第11条の2 校長は、第10条の規定にかかわらず、次に掲げる教育職員以外の職員が、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。

(1) (略)

(2) 小学校に就学している子のある職員であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他別に定める事業を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員

2 前項の規定は、一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、その子を養育する」とあるのは「一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第5号

県立学校の名称、位置、課程、部、及び収容定員等の指定（平成5年新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月31日

新潟県教育委員会

教育長 池田幸博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を、同表の改正後の太線に囲まれた部分に改める。

Table with two columns: '改正後' (After Revision) and '改正前' (Before Revision). Each column contains a table for '別表第2 県立高等学校' (Table 2: Prefectural High Schools). The tables list school names, branches, curriculum types (full-time, part-time, correspondence), and enrollment numbers for various years and courses. The '改正前' table has bolded cells in the enrollment columns for several schools, which are to be replaced by the values in the '改正後' table.

新潟県立長岡農業高等学校	生産技術		80	80	80	
	食品化学		40	40	40	
	生活環境		40	40	40	
新潟県立長岡工業高等学校	機械工学		80	80	80	
	電気電子工学		80	80	80	
	物質工学		40	40	40	
	(削除)					
	(削除)					
	産業デザイン		40	40	40	
新潟県立長岡商業高等学校	総合ビジネス		200	200	200	
	情報ビジネス		40	40	40	
新潟県立正徳館高等学校	普通		40	40	80	
新潟県立栃尾高等学校	総合(単位制)				360	
(略)						
新潟県立三条高等学校	普通		280	280	280	
新潟県立三条東高等学校	普通		280	280	280	
新潟県立新潟県央工業高等学校	機械加工		40	40	80	
	電子機械		40	40	40	
	情報電子		40	40	40	
	建設工学		40	40	40	
	総合ビジネス		200	200	200	
新潟県立三条商業高等学校	(削除)					
	(削除)					
	(削除)					
新潟県立吉田高等学校	普通		160	160	200	
新潟県立分水高等学校	普通		80	80	120	
新潟県立加茂高等学校	普通		200	200	200	
新潟県立加茂農林高等学校	生産技術		80	80	120	
	環境緑地		40	40	40	
	生物工学		40	40	40	
	食品技術		40	40	40	
新潟県立小千谷高等学校	普通		240	240	240	
(略)						
新潟県立小出高等学校	普通		160	160	160	
(略)						
新潟県立六日町高等学校	普通		240	240	240	
新潟県立八海高等学校	普通		40	40	40	
	家庭福祉		40	40	40	
	体育		40	40	40	
新潟県立塩沢商工高等学校	機械システム		80	80	80	
	商業		80	80	80	
	普通		280	280	280	
新潟県立十日町高等学校	普通		40	40	40	40
	松之山分校 普通		40	40	40	
新潟県立十日町総合高等学校	総合(単位制)				560	
新潟県立川西高等学校	普通				80	
(略)						
新潟県立柏崎高等学校	普通		200	200	200	
新潟県立柏崎常盤高等学校	普通		160	160	160	
新潟県立柏崎総合高等学校	総合(単位制)				480	
(略)						
新潟県立高田高等学校	普通		240	240	240	
	理数		40	40	40	
	安塚分校 普通		40	40	40	
(略)						
新潟県立高田南城高等学校	普通(単位制)				320	
	普通				若干人	
(略)						
新潟県立上越総合技術高等学校	機械工学		40	40	40	
	メカトロニクス		40	40	40	
	電子情報		40	40	40	
	電気工学		40	40	40	
	建築・デザイン		40	40	40	
	環境土木		40	40	40	
(略)						
新潟県立久比岐高等学校	普通		120	120	120	
新潟県立有恒高等学校	普通		80	80	80	
(削除)						
新潟県立新井高等学校	総合(単位制)				480	
(略)						
新潟県立糸魚川白嶺高等学校	総合(単位制)				400	
新潟県立海洋高等学校	水産資源		40	40	40	
	(削除)					
	海洋開発		40	40	40	
新潟県立佐渡高等学校	普通		200	200	200	
	相川分校 普通(単位制)				160	
新潟県立羽茂高等学校	普通		80	80	80	
(略)						
新潟県立長岡農業高等学校	生産技術		80	80	80	
	農業経済		40	40	40	
	食品科学		40	40	40	
新潟県立長岡工業高等学校	機械		40	40	40	
	電子機械		80	80	80	
	電気		40	40	40	
	電子		40	40	40	
	工業化学		40	40	40	
	テキスタイルデザイン工学		40	40	40	
新潟県立長岡商業高等学校	総合ビジネス		160	200	200	
	情報ビジネス		40	40	40	
新潟県立正徳館高等学校	普通		80	120	120	
新潟県立栃尾高等学校	総合(単位制)				440	
(略)						
新潟県立三条高等学校	普通		280	320	320	
新潟県立三条東高等学校	普通		320	360	320	
新潟県立新潟県央工業高等学校	機械加工		80	80	80	
	電子機械		40	40	40	
	情報電子		40	40	40	
	建設工学		40	40	40	
	総合ビジネス		200			
新潟県立三条商業高等学校	商業			120	120	
	情報経理			40	40	
	国際教養			80	80	
新潟県立吉田高等学校	普通		160	200	160	
新潟県立分水高等学校	普通		160	160	160	
新潟県立加茂高等学校	普通		200	240	240	
新潟県立加茂農林高等学校	生産技術		120	120	120	
	環境緑地		40	40	40	
	生物工学		40	40	40	
	食品技術		40	40	40	
新潟県立小千谷高等学校	普通		240	280	280	
(略)						
新潟県立小出高等学校	普通		200	240	240	
(略)						
新潟県立六日町高等学校	普通		280	320	320	
新潟県立八海高等学校	普通		80	80	80	
	体育		40	40	40	
	福祉		40	40	40	
新潟県立塩沢商工高等学校	機械システム		80	80	80	
	商業		120	120	120	
	普通		280	280	320	
新潟県立十日町高等学校	普通		40	40	40	40
	松之山分校 普通		40	40	40	
新潟県立十日町総合高等学校	総合(単位制)				600	
新潟県立川西高等学校	普通		80	80	80	
(略)						
新潟県立柏崎高等学校	普通		240	240	240	
新潟県立柏崎常盤高等学校	普通		160	160	200	
新潟県立柏崎総合高等学校	総合(単位制)				560	
(略)						
新潟県立高田高等学校	普通		240	240	240	
	理数		40	40	40	
	安塚分校 普通		40			
(略)						
新潟県立高田南城高等学校	普通(単位制)				480	
	普通				若干人	
(略)						
新潟県立上越総合技術高等学校	機械工学		40	40	40	
	メカトロニクス		40	40	40	
	電子情報		40	40	40	
	電気工学		40	40	40	
	環境土木		40	40	40	
	建築・デザイン		40	40	40	
(略)						
新潟県立久比岐高等学校	普通		120	120	160	
新潟県立有恒高等学校	普通		80	120	120	
新潟県立安塚高等学校	普通			40	80	
新潟県立新井高等学校	総合(単位制)				560	
(略)						
新潟県立糸魚川白嶺高等学校	総合(単位制)				480	
新潟県立海洋高等学校	海洋科学		35	35	35	
	食品科学		40	40	40	
	海洋工学		35	35	35	
新潟県立佐渡高等学校	普通		200	200	200	
	相川分校 普通(単位制)				35	
新潟県立羽茂高等学校	普通		80	120	120	
(略)						

◎新潟県教育委員会告示第6号

県立学校の名称、位置、課程、部、及び収容定員等の指定（平成5年新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月31日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を、同表の改正後の太線に囲まれた部分に改める。

改正後								改正前								
別表第3 県立中等教育学校								別表第3 県立中等教育学校								
県立学校の名称	全日制の課程の学科(後期課程)	収容定員						県立学校の名称	全日制の課程の学科(後期課程)	収容定員						
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
(略)								(略)								
新潟県立直江津中等教育学校	普通	120	120	120	120	120	120	新潟県立直江津中等教育学校	普通	120	120	120	120	120	120	
新潟県立佐渡中等教育学校	普通	80	80	80	80	80	80	新潟県立佐渡中等教育学校	普通	80	80	80	80	80		

内水面漁場管理委員会指示

◎新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病まん延防止のため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し及び放流等について、次のとおり指示する。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合を除く。

平成29年3月31日

新潟県内水面漁場管理委員会

会長 大塚 修

1 指示内容

(1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると新潟県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定した水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「持出禁止水域」という。）においては、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを持ち出す場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

ア 持出禁止水域へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、コイを放流してはならない。

イ 持出禁止水域以外の公共用水面等へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス病の陰性が確認されたコイ群のコイでなければ、コイを放流してはならない。

ウ 公共用水面等においては、生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

指示期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

内水面漁場管理委員会公告

◎新潟県内水面漁場管理委員会公告第1号

平成28年度新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号（コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限）に基づき、持出禁止水域を次のとおり定める。

平成29年3月31日

新潟県内水面漁場管理委員会

会長 大塚 修

- 1 阿賀野川水系の本流及び支川
- 2 鳥屋野潟

雑 報

県営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第1項の規定により、公営住宅及び共同施設の管理を行うので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月31日

新潟県住宅供給公社理事長 岡 村 均

- 1 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う地方公共団体又は地方住宅供給公社の名称
新潟県住宅供給公社
- 2 事業主体に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設の名称
新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）に規定する新潟市に所在する県営住宅及び共同施設
- 3 事業主体に代わって行う公営住宅及び共同施設の管理の内容
法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて県営住宅及び共同施設の管理を行うこと。
- 4 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで